

平成29年第3回定例会

(第2日)

平成29年9月13日

平成29年第3回平川市議会定例会議事日程（第2号） 平成29年9月13日（水）
午前10時00分開議

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（20名）

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	工藤 貴弘	8	山田 忠利	15	工藤 竹雄
2	工藤 秀一	9	石田 昭弘	16	齋藤 政子
3	福士 稔	10	原田 淳	17	齋藤 律子
4	長内 秀樹	11	桑田 公憲	18	田中 友彦
5	山口 金光	12	大川 登	19	佐藤 雄
6	佐藤 保	13	小野 敬子	20	齋藤 英仁
7	佐藤 寛	14	葛西 清仁	—	—

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条による出席者

職 名	氏 名	職 名	氏 名
市 長	長 尾 忠 行	教育委員会事務局長	大 湯 幸 男
副 市 長	古 川 洋 文	会 計 管 理 者	鈴 木 浩
総 務 部 長	齋 藤 久世志	農業委員会事務局長	佐 藤 千代彦
企画財政部長	須 藤 秀 人	選挙管理委員会事務局長	小田桐 啓 子
市民生活部長	白 戸 照 夫	平川診療所事務長	工 藤 伸 吾
健康福祉部長	小 林 留美子	監査委員事務局長	石 田 善 久
経 済 部 長	西 谷 司	教育委員会委員長	内 山 浩 子
建 設 部 長	木 村 雅 博	教 育 長	柴 田 正 人
水 道 部 長	須 藤 俊 弘	農業委員会会長	柴 田 博 明
尾上総合支所長	長谷川 尚 道	選挙管理委員会委員長	内 山 久 人
碓ヶ関総合支所長 兼碓ヶ関診療所事務長	工 藤 久 富	代表監査委員	古 川 敏 明

○出席事務局職員

職 名	氏 名	職 名	氏 名
事 務 局 長	相 馬 昌 幸	主 事	石 岡 奈々子
主幹兼議事係長	長 瀨 貴 弘	—	—

午前10時00分 開議

○議長
(齋藤政子議員)

おはようございます。

ただいまの出席議員は20名で、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

一般質問の答弁のため、市長、副市長、教育委員会委員長、教育長、農業委員会会長、選挙管理委員会委員長、代表監査委員、各関係部長等の出席を求めました。

なお、内山選挙管理委員会委員長より、本日の会議を午前中欠席する旨の届け出がありましたので御了承願います。

暑い方は、上着を脱いでも結構でございます。

日程第1、一般質問に入ります。

一般質問の方法は、議会運営委員会において一括質問方式と一問一答方式の選択制をとっています。

どちらも質問席において行うこととし、質疑応答の時間はおおむね一時間以内とし、会議規則第56条の規定にかかわらず質問の回数制限を設けておりません。

議員におかれましては、傍聴者や市民の方にはわかりやすい質問をお願いいたします。また、理事者側においても同様の答弁をお願いいたします。

次に、発言の許可についてですが、会議規則第50条の規定に基づき、議員は挙手のうえ議席番号を教えてください。また、特別職を除いた市職員は挙手のうえ職名を告げて、議長の許可を得てから発言されますようお願いいたします。

それでは、一般質問を行います。

お手元に配付しています一般質問通告一覧表のとおり、一般質問は9名であります。

本日は第1席から第5席までを予定しております。

第1席、11番、桑田公憲議員の一般質問を行います。

桑田公憲議員の一般質問の方法は、一問一答方式です。

桑田公憲議員、質問席へ移動願います。

(桑田公憲議員、質問席へ移動)

桑田公憲議員の一般質問を許可します。

○議長

○11番

(桑田公憲議員)

改めまして、おはようございます。第1席、議席番号11番の誠心会、桑田公憲でございます。ただいま議長より許可を得ましたので、通告にしたがい順次一般質問をいたします。

まず1点目は、長尾市政1期目の総括についてであります。市長は、平成26年の市長選挙出馬に当たり、元気なまちづくりプロジェクトとして「産業で元気」を始め10本のプロジェクトの推進を公約として掲げましたが、まず、長尾市政の1期目の総括として、各プロジェクトの取り組み状況とその評価についてお伺いいたします。よろしく申し上げます。

○議長

○市長

(長尾忠行)

市長、答弁願います。

おはようございます。

桑田議員より、私の1期目の市政の総括について御質問がございました。

私は市長就任以来、対話と実行、透明性と発信力、公正・公平という3つの基本姿勢をもとにしながら、市政が抱える重要課題について、公約であるプロジェクト10という10の公約をもとに市政を運営してまいりました。

それでは、そのプロジェクト10の取り組み状況等について御説明申し上げます。1つ目の「産業で元気」に関しましては、農産物の活用による農家の所得向上に向け平川市食産業振興センターを開設したほか、津軽みらい農業協同組合種子センターの整備支援をし、昨年竣工したところであります。また、ふるさと納税に返礼品としてリンゴを主力とした農畜産物を取り入れたところ、多くの方々から高い評価をいただき、2年連続して県内トップの寄附件数となりました。特に、リンゴに関しましては、当市の高品質なリンゴを全国に広くPRできたと思っております。

2つ目の「安全・安心、健康で元気」では、平成27年10月に平川市健康づくり宣言をしたほか、市・市民・地域団体等の責務を明確にした平川市いきいき健康長寿のまちづくり条例を制定し、健康づくり関連事業にも積極的に取り組んでおります。また、まちづくり懇談会で寄せられた市内防犯灯LED化の実現や、自主防災組織の組織率の向上、コンビニエンスストアへのAEDの設置、集会施設の改築ルール構築など、地域の安全・安心の向上を図るため、施策に取り組ましました。

3つ目の「人材で元気」に関しましては、未来の担い手育成支援事業に着手し、平成28年度からは弘前大学との連携調査研究事業として位置付け、当市の未来を担う人材育成に努めております。また、小学生議員による子ども議会を開催し、体験的な学習を通して当市のまちづくりに関心を持ってもらうよう取り組んでおります。

4つ目の「女性が元気」では、前段でも申し上げた食産業振興センターの開設により、女性を中心とした農産物加工グループに大いに活用していただいているところであります。また、女性の活躍を支援するために、女性リーダーが集まるおいらせサミットの参加費用の助成も行いました。平成27年からはひらかわ女子囃子組を編成し、台中市や10市大祭典、愛媛県松山市でのリンゴトップセールスなどで活躍をいただいております。

5つ目の「子どもが元気」では、子育て最適の地を目指し、子育て支援課の創設や第2子からの保育料無料化、小学生までの医療費無料化に取り組んできたほか、子育て世帯への住宅購入費の助成制度の拡充を行い、子育て世帯の負担軽減を図りました。また、教育環境充実のため、市内2校の改築事業や学校給食センターの増築事業にも着手をしております。

6つ目の「高齢者が元気」では、東部地区デイサービスセンターの新築、碓ヶ関地域と平賀地域を結ぶバス実証運行により、高齢者が安心して暮らせる地域づくりに努めております。

7つ目の「スポーツで元気」では、第2期平賀総合運動施設整備事業として平川市陸上競技場、平賀多目的広場の竣工や、ひらかドームへ暖房装置を設置したほか、市民のスポーツに親しむ機運が高まるよう、大相撲平川場所を始めとした多くのスポーツイベントを開催したところであります。また、今後は市民体育館の改築についても検討に入りたいと考えております。

8つ目の「文化・観光で元気」では、文化センターの大規模改修、世界一の扇ねふた、可搬式ねふたの製作に加え、友好交流協定を締結した台中市での観光PRに取り組み、インバウンド対策にも取り組んでおります。また、平賀駅前通りのイルミネーション事業により、冬期間の誘客にも努めております。

9つ目の「市役所が元気」では、市役所職員との意見交換会を継続的に実施し、前例にとらわれず市民本位の市政を行うよう、5つの項目からなる平川市職員としての心構えを示し、職員の意識改革を強く進めるとも

に、市民の皆様が気持ちよく市役所を利用していただけるよう、職員の接遇向上にも努めてまいりました。昨年の参議院選挙においては、全国に先駆けて共通投票所を設置しました。これは、前例にとらわれない発想により職員から提案された施策が具体化された一例であります。

10番目の「環境で元気」では、市内木質バイオマス発電施設でつくられた電力を20の公共施設で受給するなど、エネルギーの地産地消に取り組んでおります。また、去年は県内初となるバイオマス産業都市の認定を受けたところであります。これを契機として、当市のバイオマス産業都市構想にある、廃熱を利用したハウス栽培や陸上養殖、農業残渣や食品廃棄物を利用したバイオガス発電プロジェクトなど、地域循環型社会のまちづくりを進めていくことにしています。

以上のように、市議会議員の皆さん始め市民の皆様方の御協力をいただきながら、職員とともに一丸となって市民本位の市政運営に努め、施策に取り組んできた結果、公約に掲げた「元気なまちづくり」を進めることができたものと私自身考えております。

11番、桑田議員。

大変ありがとうございました。公約の取り組み状況について、市長みずからの評価を伺ったわけですが、子育て支援、バイオマス産業都市の認定など、他市に先駆けて積極的に取り組んでいる事業もあり、改めて賛意を表するものであります。

一方、全国の自治体は、人口減少や少子高齢化の進展、地域経済の活性化など多くの課題に直面している中であって、当平川市においても昨年度、平成29年度以降の10年間を見通す行政運営の基礎となる「第2次平川市長期総合プラン」を策定しました。このプランにおいては、目指す平川市のまちづくりの個性を7つの「平川らしさ」として位置付けたほか、3つの基本目標を設定し、計画的な展開を図ることにしております。

このように、平成18年1月に誕生した平川市が次の10年に向け新たな船出をした中であって、私はこの「平川丸」のかじ取り、船長を変えるわけにはいかない、変えてはならないと考えております。加えて、新庁舎建設を始めとする大型建設事業が実施されているほか、平川市が抱える課題解決のために各種施策も動き出しております。

我が誠心会としましては、来年の市長選挙に当たり、市政が直面しているこうした諸課題にしっかり向き合い平川市の未来を託せるのは、長尾市長のほかにはないものと考えます。長尾市長におかれましては、次の4年間これまで同様強いリーダーシップを発揮していただくとともに、幅広い視点に立った施策を推進していただきたいと切に願うものであります。

そこで、市長選挙立候補について、長尾市長の決意のほどをお伺いいたします。よろしくお願ひします。

市長。

桑田議員のほうから、次の市長選挙に向けての決意のほどを伺いたいと

○議長

○11番

(桑田公憲議員)

○議長

○市長

(長尾忠行)

いう御質問でございます。ただいまは誠心会、桑田会長のほうから、私の1期目の就任に対する賛意をいただいたうえで、次の4年間も強いリーダーシップを持って市政を運営していただきたいとの御発言をいただきました。

私自身、4年前に元気な平川市をつくり上げたいという思いのもとに、先ほども申し上げましたが、対話と実行、透明性と発信力、公正・公平の3つの基本姿勢のもと、元気なまちづくりプロジェクト10を公約に掲げて当選させていただきました。

この3年7か月の間、私自身としては、自分にでき得る限りの精一杯の力をもって市政運営をしてきたつもりでございます。プロジェクト10に関しましては、ハード面ではかなりの面で実現してきたと思っておりますが、ソフト面においてまだ実現不可能なものもございます。

さらには、国の地方創生に関しまして総合戦略を策定し、そして昨年は第2期長期総合計画を策定いたしました。その策定に基づき、今年度から将来像を、「あふれる笑顔 ぐらし輝く 平川市」を市民とともに一丸となって築こうという思いでスタートさせております。その基本目標は、魅力ある人づくり、活力ある仕事づくり、住み続けたいまちづくりの3つの目標であり、8つの基本政策、32の個別目標のもとに、いま動き出しました。平川市の未来を考え、将来に向けてさらに平川市が前進していくことに関しましては、私自身大きな責任があると感じております。

今回、市長選出馬についての御質問をいただきました。私自身は、次の2期目に関しましても市長選に出馬し、市民の皆さんの御理解がいただけるのであれば、さらに平川市を前進させてまいりたいと考えておりますのでよろしくお願いを申し上げ、答弁とさせていただきます。

11番、桑田議員。

ただいま市長より大変心強い答弁をいただきました。市長の出馬を望んでいる者として大変喜ばしい限りであります。

先ほど申し上げましたとおり、平川市の未来を託せるのは長尾市長のほかにはないものと考えております。暮らし輝く平川市、笑顔あふれる平川市、そしてまた、時と水がゆっくり流れる平川市、そしてまた、住んでみたい、住みたい、住んでよかった、そういう平川市の実現のために、ぜひ次の4年間も強いリーダーシップを発揮していただくことを御期待申し上げます、次の質問に入りたいと思います。

次の質問は、平川市の財政状況と財政運営についてであります。市当局においては、厳しい行財政環境のもと、日ごろから市の財政運営について御苦労されていることと思われませんが、簡潔かつわかりやすい御答弁をお願いいたします。

まずは、合併時と現在の基金保有額及び地方債残高についてであります。合併後10年を経過しましたが、合併の必要性の1つに、当時既に厳しい財政状況にあった3町村が1つになることにより、従来のサービス水準を維

○議長

○11番

(桑田公憲議員)

持しつつ新たな行政需要にも対応できるよう財政の健全性を確保しながら効率的、効果的な行財政運営を進めていくためということがありました。

しかし、平成18年1月の合併当初は、3町村の起債残高もかなりの額に上り、加えて、当時は国による三位一体改革が全国的に進められていたこともあり、有利な財源とはいえ、なかなか合併特例債を活用した大型建設事業の実施には踏み切れず、抑制せざるを得ない状況にあったと聞いております。

そこで、まず合併時と平成28年度末の基金保有額と地方債の残高についてお伺いします。また、同じく合併時と平成28年度末の実質公債比率及び将来負担比率の状況についてもお願いいたします。

○議長

市長、答弁願います。

○市長

合併時と現在の基金保有額及び地方債残高についての御質問にお答えをいたします。

(長尾忠行)

合併時の財政状況については、議員御指摘のとおり大変厳しい状況にありました。平成18年1月1日の合併時の基金保有額は25億200万円、合併初年度末の起債残高は236億1,900万円です。平川市がスタートしております。合併時と現在の基金及び起債残高、各財政比率等の状況につきましては、担当部長より説明をさせますので、よろしくお願いたします。

○議長

企画財政部長。

○企画財政部長

市長の答弁、補足させていただきます。まず、基金保有額についてですが、先ほど市長からお答えしたとおり、平成18年1月1日の合併時は25億200万円でありました。また、合併初年度の平成17年度末、平成18年3月31日時点ですが、そのときは29億2,500万円でありました。これに対し、直近の平成28年度末現在では91億4,800万円、年度末対比では62億2,300万円の増となっております。

(須藤秀人)

一方、地方債残高につきましては、合併初年度末では236億1,900万円であったのに対し、平成28年度末現在では109億8,200万円、126億3,700万円の減少となっております。

また、普通会計に公営企業会計等を含めた連結ベースで公債費による財政負担の状況を見る実質公債費比率では、これは3か年の平均になりますので平成19年度との比較になりますが、平成19年度末で20.7%、平成28年度末では13.8%で、6.9%の減少となっております。

さらには、基金や地方債残高などの状況をもとに将来における負担がどの程度かをあらわす指標であります将来負担比率は、平成19年度末現在で170.7%であったものが、平成28年度末現在では数値はなしとなっております。これは、基金や交付税算入などの財源が将来の債務を上回っているということから、その比率がないという意味でございます。

なお、これらの財政状況の諸指標等につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づき、毎年度公表しているところでございます。以上です。

○議長
○11番
(桑田公憲議員)

11番、桑田議員。

はい、ありがとうございました。大変丁寧な答弁で本当にありがとうございます。

それでは次に、合併時の財政状況から脱却の取り組みについてであります。いまの答弁で、合併当時は大変厳しい財政運営を強いられていたということは理解いたしました。しかし、その後さまざまな御努力により、現在の財政状況にまで回復してきたものと思われま。

そこで、当時の厳しい状況から脱却するために、合併以来これまでどのような取り組みを行ってきたのかお伺いします。また、その後どのような経緯、判断等を経て、合併特例債を活用した大型事業に着手することとなったのか、併せてお伺いいたします。

○議長
○市長
(長尾忠行)

市長。

合併時の困難な財政状況から脱却してきた取り組みについて御説明申し上げます。

合併当初は、市の一体性の確立や均衡ある発展に必要な公共施設の整備など、新市の基盤整備に重点を置き、まちづくりを進めてまいりました。一方で、当時の国の構造改革の一環として三位一体改革が進められ、交付税が削減されたこともあり、普通建設事業を始めとした事業の実施を見送るなど、支出の抑制に努める必要がありました。さらには、行政改革大綱を基本とし、人件費の抑制や指定管理制度の導入、民間委託等の推進、公債費の負担軽減のための繰上償還など、行財政改革の推進に取り組んできたところであります。

これらの財政健全化の取り組みの結果、地方債残高を減少させることができ、安定的な財政運営の見通しが立ったこと、さらには、東日本大震災の発生を機に平成32年まで5年間合併特例債の発行期限が延長されたことや、防災拠点、町会施設等の耐震化や長寿命化を図りながら施設整備を進める必要が出てきたことなどから、大型建設事業に着手することとしたものであります。以上であります。

○議長
○11番
(桑田公憲議員)

11番、桑田議員。

ありがとうございました。

それでは次に、地方債及び基金の状況についてでありますけれども、答弁のとおり、大型建設事業を実施するに至った経緯、考え方につきましては理解いたしました。しかし、大変有利な地方債であるとはいえ借金であることには変わりはありません。大型建設事業を立て続けに実施することで、当然借金の残高は増えていくことが懸念されます。

そこでお伺いしますが、現在の状況で推移した場合、地方債残高のピークはどうなるのか、最新の推計ができておりましたらお知らせ願います。

また、昨年度の財政運営計画の説明の際には、将来予測として平成35年度末の基金残高を約41億4,000万円と提示しておりましたが、その後の状況変化等を踏まえ、現時点での推計額をお伺いします。

さらには、不測の事態、例えば甚大な災害被害等に備えるとした場合、基金はどの程度保有しておくべきと考えているのか、併せてお伺いいたします。

○議長
○市長
(長尾忠行)

市長。

地方債及び基金の状況についてお答えをいたします。

地方債残高のピークについては、平成28年度の財政運営計画のとおり事業を進めていきますと、合併特例債の発行期限である平成32年度末がピークと推計しております。その後は、返済により緩やかに減少していく見込みとなっております。

基金保有額につきましては、現在、長期総合プランの実施計画に計上されている事業について、各種起債の充当等を想定したシミュレーションを行っており、それについて新たな財政運営計画を現在策定中であります。従って、より最新の正確な推計額については、10月中に議員の皆様にご説明をいたしたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

また、基金保有額につきましては、万一の災害時の対応に備えた場合、平成3年の台風19号発生時には約20億円程度の経費がかかったこと、さらに突発的な財政支出等にも備えた場合、30億円から40億円程度は確保してまいりたいと考えております。以上であります。

○議長
○11番
(桑田公憲議員)

11番、桑田議員。

はい、まことにありがとうございました。それでは次に移ります。次は、施設の維持管理費対策についてであります。

大型建設事業の実施により懸念されることの1つに、施設の管理運営経費の問題であります。技術革新等により、最近は必ずしも従来と同等の管理運営費はかからなくなっている面はあるものの、新しい施設の建設により基本的な管理経費は発生します。できるだけその増嵩、増加を抑える対策が必要であると思っておりますが、その対策についてお伺いします。

また、今後も学校等の公共施設の整備が必要になってくると思っておりますが、その対応方針についてもお伺いします。

○議長
○市長
(長尾忠行)

市長。

施設の維持管理費対策についての御質問にお答えをいたします。

まず、現在取り組んでいる大型建設事業につきましては、新築事業では陸上競技場の整備、改築事業では平賀東小学校の整備、改修事業では文化センターの大改修などがあります。施設の老朽化により通常の維持管理費が増加している状況にありますが、主に既存施設の改築や改修であり、新たな施設は陸上競技場のみであります。従って、必ずしも従来に比して維持管理費が大幅に増加するというものではありません。整備を進めている施設は、より効率的な管理方法等を取り入れることで維持管理費も抑制できるものと考えております。

今後も学校等公共施設の更新が必要になっていきますが、実施に当たっては、平川市公共施設等総合管理計画に基づき、将来の人口動向や財政状

況を踏まえ供給量の適正化を図る「量」の見直しや、既存施設の有効活用を図る「質」の見直し、効率的な管理・運営を推進する「コスト」の見直しに取り組むなど、維持管理費においても将来負担を来さないよう適切な施設設計に努めてまいりたいと思っております。以上です。

○議長

11番、桑田議員。

○11番

(桑田公憲議員)

安心していいのかどうかちょっとあれですけども、時間もあれですので次々にいきたいと思えます。次は、長期的な財政運営計画についてであります。

大型建設事業が集中することなどから、財政運営についてはこれまで以上に財政規律を重視するとともに、将来推計の精度を高め、より先を見据えた長期的な視野に立った運営が必要となると思えます。

長期的な財政運営計画については、先の6月議会でも山口金光議員及び齋藤律子議員からも御質問があり、信頼に足る精度を確保した数値や行政予測の提示は極めて困難であるとの答弁がありました。

なかなか難しい面はあろうと思えますが、平成35年度以降の財政運営計画について、現時点において地方交付税の見通しや起債残高の状況等を反映した試算や推計は可能なものかどうか、お伺いいたします。

○議長

市長。

○市長

(長尾忠行)

長期的な財政運営計画についてお答えをいたします。

現行の計画期間よりさらに長期的な財政運営計画の考え方についてでありますけれど、6月議会でも山口議員に御答弁申し上げましたが、地方交付税や普通建設事業に係る公債費、扶助費の動向など不確定な要素が非常に多いものとならざるを得ないことから、長期的に試算した場合は大きな誤差を含み、数値的な精度は極めて低いものになってしまうことから、計画期間については、今後も現状での考え方で策定してまいりたいと考えております。

ただし、現在策定中の新たな財政運営計画におきましては、合併特例債等を活用した大型建設事業に係る起債残高や毎年度の返済状況、さらには交付税算入による市の実質負担額等の推移について、現在までに借入済みの起債も合わせ長期的な推計を御説明したいと考えておりますので、よろしくお伺いいたします。

○議長

11番、桑田議員。

○11番

(桑田公憲議員)

はい、ありがとうございました。最後になりますけれども、最後は新体育館についてお伺いします。

新体育館については、市民の健康づくりの拠点の1つとして、多くの市民がその建設を待ち望んでいることは市長も十分御承知のことだと思えます。昨年度の財政運営計画の説明時には、新体育館の建設については、合併特例債を使用せず基金の取り崩しにより実施することにしておりました。

ただ、御承知のように、平成37年度には青森県において国体の開催が予定され、当市においてはウエイトリフティングの会場招致を視野に入れて

いるところであります。このような状況も考慮した場合、財源の調達方法など、財政運営上において現行の整備方針に問題はないのかお伺いいたします。

○議長
○市長
(長尾忠行)

市長。

新体育館の整備についてお答えをいたしたいと思います。

新体育館の整備につきましては、議会の皆さんに御説明した中では、基金を取り崩して建設に着手したいと昨年度お答えをいたしております。その際も、そういう基金を取り崩して実施した場合でも、基金残高は平成35年度末で41億円余りというふうに御説明を申し上げておりますから、このことについては特に問題はないというふうに考えております。

ただし、基金の減少を抑えるためにも、財政運営上合併特例債などの有利な起債を活用することは、市政運営にとっても大変重要だというふうに考えております。現在、合併特例債よりもさらに有利な緊急防災・減災事業債の活用など、財政運営上最も効率的かつ負担の軽減が図られる方法で整備をしたいと検討しておるところであります。

待っていただいた背景には、合併特例債をすべて活用して体育館の建設にはなかなか至らないということで、実施設計までできている中であっていまストップしている状況でありますけれど、そういうふうな有利な起債の活用が見込まれるのであれば、早めにスタートしたほうが良いというふうに考えております。

○議長
○11番
(桑田公憲議員)

11番、桑田議員。

はい、ありがとうございます。いま、財政運営上問題ないのであれば、例えば消費税の導入時期を考慮するなど、着工時期等現行の整備方針の見直しの考えがあるのかお伺いしたいと思います。

○議長
○市長
(長尾忠行)

市長。

実施時期について、消費税の増税前に実施したほうが支出を抑えることができるのではないかと御指摘でございますが、まさに消費税増税前に建設したほうが支出額を抑えることは、幾分軽減することは可能ではあると思いますが、先ほども申し上げましたが、現在、緊急防災・減災事業債の活用をこの体育館にいま検討しております。

この緊急防災・減災事業債の活用の見通しが間もなくつくかと思えます。ついた場合には、基金の活用よりもはるかに財源的に有利な、充当率100%、交付税算入率70%という、合併特例債より有利な事業債でございますので、この起債を活用して建てることのできないか、いま鋭意精査しながら交渉等をし、検討しているところであります。この緊急防災・減災事業債の発行期限も平成32年度まででございますので、将来の負担軽減を図ることからも、期限内に完成したいというふうに考えております。以上です。

○議長
○11番
(桑田公憲議員)

11番、桑田議員。

いずれにいたしましてもここ2、3年、32年度までに大型事業が実施されていくわけです。大事なのはその後だと思っています。そういうことで、

執行者並びに我々議員も市民のために一生懸命頑張りたいと思いますので、これからもまた一緒になって頑張っていきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、私の一般質問をこれで終わります。どうもありがとうございます。

○議長

11番、桑田公憲議員の一般質問は終了しました。

第2席、10番、原田 淳議員の一般質問を行います。

原田 淳議員の一般質問の方法は、一問一答方式です。

原田 淳議員、質問席へ移動願ひます。

(原田 淳議員、質問席へ移動)

○議長

原田 淳議員の一般質問を許可します。

○10番

(原田 淳議員)

改めておはようございます。ただいま議長より一般質問の許可を得ました、第2席、議席番号10番、新風の会の原田 淳です。

先ほど、長尾市長は次期市長選に立候補する意向を示しました。今日、明日と、市民の多くの方は出馬を知り安堵することと思います。ぜひ、市民の幸せと市発展のため、先頭に立ってかじ取りをしていただきたいと思います。新風の会では、微力ながらも応援をしてみたいと考えております。

さて、昨年のバイオマス産業都市の認定、さらには台中市との友好協定、そして今年は、5月に供用となりました平賀多目的広場において、日本ソフトボールリーグ1部所属の日立ソフトボール部日立サンディーバが6月28日から7月6日までの間、強化練習が行われました。当市にとってすばらしい宣伝になったと思っております。

日立ソフトボール部が6月28日の午後から練習に来るという当日は、非常に暑い日であったと記憶しております。その日の午前、あの暑いさなか、ドームの職員は多目的広場の整備とその周りの清掃をしておりました。何か行事がありますと、その裏では市職員が必死に動いていることを市長、忘れないでください。

また、7月7日だと思います。JR東日本グループの東日本鉄道文化財団が、2017年度地方文化事業支援に当市の平川ねぶた伝承活用事業が採択され、世界一の扇ねぶたの更新に250万円が助成されました。

さらに、国から企業版ふるさと納税の事業認定を受け、青森県市町村の事業認定はむつ市に次いで2例目となります。日本マイクロニクスから、ひらかわ住みたい・産みたい・育てたいまちプロジェクトに100万円。また、津軽バイオマスエナジー、環境保全の親会社で株式会社タケエイからは、これもまた世界一の扇ねぶた制作に300万円の支援があり、次から次へと当市の存在感をあらわすうれしいニュースが流れ込んで来ています。すばらしいことだと、市職員の努力によるものと思っております。職員の皆さん、これからも市民の幸せと市発展のために頑張ってください。

それでは、通告どおり質問をしてみたいと思いますので、よろしくお願ひを申

上げます。

1. もみじ学園と青葉寮両施設の移譲について、8月1日、黒石市、障害児支援施設もみじ学園において、南黒地方福祉事務組合で構成する6市町村、青森市浪岡・黒石市・藤崎町・大鰐町・田舎館村・当平川市の代表者による全員協議会が開催されました。

事務組合が運営する、黒石市大字南中野にあります障害児支援施設もみじ学園と、当市唐竹にあります障害者支援施設青葉寮の両障害者福祉施設の民間移譲に向けた公募要綱案を原案どおり承認いたしました。平成31年3月をめどに両施設を民間に移譲し、事務組合も解散する内容のようです。その理由は、建物の老朽化に伴い将来予想される大規模改築の費用、さらには入所児童の減少などが移譲の理由だと新聞には掲載されておりました。今月19日から26日まで募集をし、11月中・下旬には移籍先を決めると。

公募条件は児童福祉法、介護保険法、障害者総合支援法に基づく、2つ以上営む社会福祉法人であること。

そのもみじ学園と青葉寮の両施設については、まず、もみじ学園の開設が昭和44年5月1日、平成13年に改築しております。障害児の入所定数30人、現在の入所者数は11人で、うち当市の方が7人となっています。障害者の入所定数は10人、現在の入所者数は10人、うち当市の方は0人と。計21人の方が入所しています。職員については正職員数14人、うち当市の方は2人。臨時職員17人、当市の方は0人。これがもみじ学園の現状のようです。

唐竹にあります青葉寮の開設は昭和57年4月1日。現在の障害者入所者数50人、うち当市の方は20人。施設は老朽化しており、耐用年数はあと4、5年と聞いております。この青葉寮の改築が必要となってきたことが、民間への移譲の理由の1つようです。正職員13人のうち当市の方は4人、臨時職員18人のうち当市の方は12人となっています。

これらの両施設の民間への移譲については、当市においては説明があったかに記憶しております。そこで、質問いたします。

①移譲後の各市町村の負担額について、6市町村でいままでは南黒地方福祉事務組合に、それぞれ市町村の負担額は違うと思うますが負担金を納めてきたと思います。今後、例えば両施設が民間への移譲が決まったとしたなら、各市町村の負担はあるのかどうか。また、各市町村民の入所人数によって市町村の負担が違うのか。

②6市町村の障害児及び障害者の人数について、新聞紙上では障害児の入所が減少していると掲載されていましたが、事務組合の6市町村全体で確認している障害児及び障害者は何人となっているのか。また、当市の場合の障害児の方は何人で、障害者の方が何人となっているのか。

③民間への移譲について家族の理解を得られているのか。当市の場合、もみじ学園、青葉寮ともに、入所している方が他市町村より多いように思いますが、民間への移譲について、入所している方々の家族の意向は、「は

い、わかりました。」と納得したのかどうか。

できることであれば、いまのまま事務組合が運営する施設に入所させていることが、家族にとって一番安心感があるのではないかと推察しているところでございます。このことについては、家族と十分に話し合いを持ったのかどうかお知らせください。

④6市町村の中で民間移譲への反対はなかったのか。民間移譲への話は長尾市長が就任する前から、たしか22年ころからあったと聞いておりますが、民間移譲について反対意見はいままでなかったのかどうかお知らせください。

⑤移譲後の職員の処遇について。職員の処遇についてはこれからだと思いますが、勤務する正職員と臨時職員についてはどのように対処しようとしているのか。当市においては前回の議員説明会のときに、職員については市で受け入れる予定であると言ったように思っています。また、臨時職員についてはどうなるのか、教えていただきたいと思っております。以上、よろしく申し上げます。

市長、答弁願います。

○議長

○市長

(長尾忠行)

原田議員の御質問にお答えする前に、冒頭原田議員のほうから、現在市で行っているさまざまな事業に関しまして、職員の方々の活躍ぶりと言いますか、エールをいただいたというふうに思っております。私も、職員の訓示の中で5つ言わせていただいておりますが、その中の1つ、最後に「新しいものに挑戦してほしい。」ということをよく言わせていただいております。職員の方もいまの原田議員のエールをお聞きして、さらにまた平川市発展のためという思いを強くしたことと思いき、感謝を申し上げます。

それでは、もみじ学園と青葉寮両施設の移譲についてお答えをいたします。

まず、移譲後の各市町村の負担額についてであります。現在、南黒地方福祉事務組合に対して、組合を構成する6市町村では、組合運営費の一部を負担金として支出しております。また、施設の利用者がいる市町村では、この負担金とは別に利用者の入所費やサービスの利用料を負担しております。今後、計画どおりに民間へ移譲することになれば、組合運営費の負担はなくなりますが、サービス等の利用料につきましては、これまでどおり各市町村がその利用状況に応じて負担することになります。

次に、6市町村の障害児及び障害者の人数についてお答えをいたします。もみじ学園と青葉寮の2施設につきましては、主に知的障害の方が入所しておりますので、6市町村全体の人数につきましても知的障害者の状況についてお答えをいたします。今年3月末現在、6市町村の合計では障害児が666人、障害者が2,735人となっており、近年、障害児、障害者ともに増加傾向にあります。当市の状況といたしましては、障害児が54人、障害者が265人となっており、当市におきましても近年、障害児、障害者ともにそ

の人数は増加傾向にあります。

民間への移譲について家族の理解は得られているのかという御質問でございますが、2施設の民間移譲に関しましては、施設を利用している保護者の方を対象とした利用保護者説明会を開催しております。この説明会において、保護者の方々と意見交換を行いながら、民間移譲について御理解をいただいたというふうに聞いております。

次に、6市町村の中で民間移譲への反対はなかったのかとの御質問でございますが、2施設の民間移譲につきましては、議員御指摘のとおり平成21年度に、組合を構成する6市町村長の協議により現在の方向性が示されたものでありますが、当時これに反対する市町村はなかったと聞いております。私が市長に就任しました平成26年2月以降の協議等におきましても、反対意見はありませんでした。

最後に、移譲後の職員の処遇についてであります。民間移譲後の職員等の処遇につきましては、本人の意向に十分配慮して決定することとしております。職員についてであります。移譲先法人に雇用され引き続き施設に勤務するか、組合解散日をもって退職することになりますが、どちらも希望しない職員につきましては、出身地の市町村が職員として採用することになっております。

次に、臨時職員につきましては、移譲先法人に雇用され引き続き施設に勤務するか、組合解散日をもって退職するかのどちらかになります。なお、本人の意向につきましては、移譲先法人が決定した後で確認する予定であります。以上であります。

○議長

○10番

(原田 淳議員)

10番、原田議員。

いま、当市の障害児あるいは障害者の人数が、障害児が54人、障害者が265人と非常に多いのでびっくりしております。そういう中において、青葉寮あるいはもみじ学園がなくなるわけではないんですけども移譲するということについて、非常に何となく不安を感じるところでございます。いまでも、今日のニュースですか、障害者施設における暴行とかあったみたいで、そういうことを考えますと非常に心配なところでございます。

それはそれとして、6市町村の代表者がそれぞれの事情において移譲するという事に決まったのに対しては、私はどうのこうのということではございませんが、実施的には心配しているところでございます。

そういう中において、6市町村の福祉事務組合が運営しているときと民間で運営しているときでは、入所している方の利用料と言いましょうか、負担金と言いましょうか、金額については変わってくるのですか。お願いします。

○議長

○健康福祉部長

(小林留美子)

健康福祉部長。

お答えいたします。制度で定める、いわゆるこの制度、障害者総合支援法という制度でございますが、これで定める入所者、入所費、サービス料については、入所の条件や利用するサービス、これに変更がなければ民間

に移譲されても変わるものではないです。

ただし、施設の運営事業者が任意に定める食費とかがございます。これについては、その移譲先が決まっていない時点ではどのようになるかということをはっきりと申し上げられませんが、そんなに大きな差はないものというふうに考えております。

○議長
○10番
(原田 淳議員)

10番、原田議員。

一番気になっているところが、先ほど言ったとおり家族の意向というか、その辺が気になっているところですけども、何か家族とは話し合いをしたということに納得したみたいです。

それはそれとして、また、移譲後の職員と臨時職員の処遇について非常に気になることです。当市においては、市職員として対応してまいりたいと言っておりました。まず一安心しているところでございます。また、臨時職員については、移譲先というかこれから運営するであろう民間への希望があれば、そちらのほうで就職していただくというようなことで、一応そういう形で強い気持ちで進めていただきたいと思います。

また、市職員として採用するという事になった場合、例えば、いままで厨房にいた職員が事務的な職に配置するとか、パソコンを操作しなければ仕事にならないような所への配置などは適材適所とは言えないと思いますので、ぜひその辺については職員の方の意向を聞きながら配置を考えていただきたいと思いますので、その辺について一言。

○議長
○市長
(長尾忠行)

市長。

議員御指摘いただきましたが、組合には事務職以外の職種の方もおられます。市に採用を希望する職員に対しましては、本人の適性、また意向等配慮しても、意向を聞いてそのまま配置というわけにはいかない。市のさまざまな人員配置のこともありますのでですけど、適性に配慮しながら配置をしたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長
○10番
(原田 淳議員)

10番、原田議員。

民間への移譲が決まったならば、一日でも早い機会に職員の個人面談なりを行って、その人に合った適材適所については十分検討していただきたいと思います、そのように思っております。この件については、これで終わります。

次に、小・中学校の洋式トイレについてです。和式トイレから洋式トイレへの改修年次計画について、今年3月の第1回定例会において、小・中学校の洋式トイレ化について一般質問したところ、教育長は「児童・生徒が快適に学校生活を送るために、新たにトイレ洋式化計画を策定して対応してまいりたい。」と答弁をいたしました。

私は、すばらしい答弁をいただき、本当にびっくりいたしました。実は、学校の大規模改修または改築時において努めてまいりたいというような答弁で終わるものとそのときは思っておりましたので、洋式化の計画を策定するという答弁で、再質問をすることができませんでした。

しかし、私は、次のようなことを言ったと思っております。

まず、文科省では最優先課題として、トイレ環境の改善のため1校につき400万円限度の3分の1の補助金を出している。

また、各小・中学校は災害時の非難場所の役割を担っていることから、足腰の弱い高齢者にとって、和式トイレは体にかかる負担が大きいことから、洋式トイレの備えは急務であると。

さらに、家庭では洋式トイレが主流となっており、子どもたちが学校でトイレに行くことを我慢することにより、精神的ストレスなどから便秘となるおそれがあり、健康への影響も懸念されるところである。

そして最後に、洋式トイレの計画を早い機会に立てて実行していただきたいとお願いをいたしました。

もう9月となりました。そろそろ来年度の予算要求が始まるころです。洋式トイレ化計画を策定とするならば、もちろん財政課と協議をしているものと思っておりますが、来年度の予算要求、さらには次年度以降においての計画、その辺については財政課と協議をしているのでしょうか。お聞かせください。

○議長

教育長、答弁願います。

○教育長
(柴田正人)

原田議員の御質問、小・中学校の洋式トイレについて、和式トイレから洋式トイレへの改修年次計画についてお答えいたします。

教育委員会では、学校は児童生徒の健康を守り、また避難所として利用されることから、学校施設のトイレ環境整備向上を目的に、平成29年6月にトイレ改修のための基本方針を定め、長期総合計画に載せるため財政当局と協議を行っているところであります。

その基本方針の内容については、洋式トイレ1個当たりの児童生徒数が10人台となるようトイレの環境充実に努めるものであり、教育委員会では、洋式トイレが不足している柏木小学校に4個、竹館小学校に2個、平賀東中学校に4個を対象に平成30年度から整備してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長

10番、原田議員。

○10番
(原田 淳議員)

30年度を目標に、30年度からですか。柏木小学校4、竹館小学校2、東中が4ということで、私、実はですね、各小学校を回ってきたんですよ。先生に話を聞いたところ、やはり非常に子どもたちが用を足すのに大変だと。本当は幼稚園、保育所から上がってくるときそういう指導を行ってくるのがいいんですけども、いま保育所、幼稚園等はもう完全なる洋式化しているみたいなんです。ですから、非常に学校の先生が大変だと。子どもたちも入らないというのが現状だそうです。

柏木小学校でも4つというのは何か、いま全部で4つぐらいですか、1階と2階と合わせて。ですから非常に大変だと思います。さらに竹小も、あるいは東中も今日行ってきたんですよ、朝。昨日大坊へ行ってきたんですよ。大坊のトイレは、これっきゃはっきり言って悲惨、悲惨と言えばちよっと暗いと。タイルは昔のタイルで、非常に子どもたちは入りにくいト

○議長
○教育長
(柴田正人)

イレだなと、暗くて。その辺を考えますと、30年と言わず来年度から何でできないんですか。その辺もう一度お願いします。

教育長。

30年度でありますので、来年度から整備してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長
○10番
(原田 淳議員)

10番、原田議員。

1年遅れていました、すいません。ということで、来年度から改修していくということであれば、一步は前に進んだと思っております。

それで、文科省のトイレ改修事業に対しては申請しようとしているんですか。

○議長
○教育長
(柴田正人)

教育長。

議員御指摘の3月定例会でお話のありました学校施設環境改善交付金事業につきましては、事業費が400万円以上かつ学校施設のすべてのトイレ改修が条件となっております。このことから、本事業費は学校改築が最優先されまして、トイレ改修だけでは採択される可能性は極めて低い状況にあります。

このことから、教育委員会では補助金の採択に左右されることなく児童生徒のトイレ環境の充実を図るために、市単独事業で整備したいというふうにして考えております。以上でございます。

○議長
○10番
(原田 淳議員)

10番、原田議員。

単独でやっていくということでもわかりました。

8月の30日の新聞に、文科省では災害時の避難場所に指定されている全国の公立学校のうち、断水でも使えるトイレや停電時の電力確保の備えている学校は全国で50%だそうです。東京、神奈川は90%以上断水でも使える、停電でも使えると。本県青森県では24%、秋田、島根、長崎は10%未満だと。このようなことから文科省では、断水時でも使えるトイレの導入に係る費用の一部を補助するとしております。学校の災害対策機能を一層強化するよう要請する方針であると、文科省では言っています。これはその新聞のあれです。30日です。

このようなことを踏まえて、当市でもトイレの洋式化改修していくのであれば、この辺のことも考えていただきたいと思いますがどうですか、教育長。

○議長
○教育長
(柴田正人)

教育長。

本市の断水時における使用状況、私の中ではまだ確認しておりませんが、議員御指摘のとおり災害時の拠点となるということも踏まえまして、十分その点については検討してトイレ改修に当たってまいりたいというふうにしております。以上です。

○議長
○10番
(原田 淳議員)

10番、原田議員。

これも1つ教育長に教えるといえば変ですけども、新聞に載っていたことですけども、8月の27の新聞です。「快適トイレで東京五輪」と掲載され

ていました。オリンピック、パラリンピックに向けて、トイレの快適さ向上に取り組んでいこうと。だれにとっても快適なトイレを検討する研究会を設け、活動を国等では始めております。

当市においては、小学校であれば1年生から6年生までかなり体格の差があり、体の大きさが違ってきていますので、便座の大きさ等も考慮して配置していただきたいと思っておりますがどうですか。

○議長

○教育長
(柴田正人)

教育長。

確かに小学校1年生から4年生の子どもの体格というのは個人差がありまして、さまざまあろうかと思えますけれども、その個人差に応じて、学校のトイレが例えば小さい子ども用、大きな子ども用と。それは快適なトイレということで大変重要なことと思えますけれども、学校の中においてはなかなか難しい状況にあるかなというふうにして考えております。以上です。

○議長

○10番
(原田 淳議員)

10番、原田議員。

便座の大きさというのはそんなにないんですよ。小学生用とか中学生用、中学生用はないと思うんですけども、ある程度その辺のことも、改修していくのであれば本当の1年生、入学時とか1、2年は本当にやっとトイレに乗っているという感じがありますので、できればその辺も考えていただきたいなと思っております。

また、当市において、先ほど4、2、4という一部洋式化していこうという考え方なようですけれども、当市においては各小・中学校のトイレを100%洋式化となるならば、日本一の教育環境を整えたまち、最も子どもを思い大切にすまちとして市民挙げて自慢できると思っておりますが、教育長、100%の洋式化は考えておりませんか。

○議長

○教育長
(柴田正人)

教育長。

現在、文部科学省における洋式化トイレの整備に関する指針はない状況でございます。また、当市における洋式化率は県平均を上回り、全国レベルに達している状況にあります。

議員御指摘の洋式化率100%につきましては、大規模改修、改築を契機としまして段階的に整備、充実を図ってまいりたいというふうにして考えておりますので御理解お願いいたします。以上でございます。

○議長

○10番
(原田 淳議員)

10番、原田議員。

洋式が県平均を上回っているというような、確かに全体からいけばそうでしょう。尾上中学校、平賀西中学校、これらはすごい高いんですよ。様式化が90以上いっているでしょう。ですから、低いところは20そこそこのんですよ。つまり大坊、柏木、竹館、東中学校、これは20なんですよ。20台なんですよ。ですから、そのことを考えると、決して当市では県平均を上回っているとか全国平均さ比例しているとか、それは言いかねるべきではないとそのように思っております。

それはそれとして、まずもって子どもたちがトイレに入って、あずまし

過ぎて授業に遅れて来るぐらいのトイレにしてほしいと思っております。一日でも早い機会に小・中学校のトイレが洋式化になるようお願いを申し上げ、この質問は終わります。

次に、3. 平賀総合運動施設に桜の木の植栽について、①スポーツランドひらかに桜の木の植栽についてでございます。

スポーツランドひらかにおいては、今年3月末で陸上競技場、多目的広場が完成し、残すは新体育館の改築となりました。市民にとっては、特にスポーツをする人、いまで言うアスリートにとっては希望と期待に満ちた総合運動施設となりました。2020年の東京オリンピックに出場できるような選手が育ってくれば良いなと思っております。

スポーツランドひらかは広々として非常にいいのですが、何か物足りないように感じております。8月14日のラジオ体操のとき、帰り際に市民の声は「広くてすばらしい運動公園だが、少しは木があってもいいのではないか。」というような声が聞こえてきました。多目的広場での野球の練習している人、また、陸上競技場で練習をしている人も「木陰があればいいのに。」という声があります。教育長、想像してみてください。もちろん、ひらかドーム、テニスコート、室内温水プール周辺を含めた総合運動公園に桜の花が咲き、その木陰で家族連れが休日を過ごす光景を、私はすばらしい光景を感じます。その運動公園がいま当市に完成しました。ただ、植栽、樹木がないだけのことです。

旧尾上地区においては、いまも造園業者が多く営業しております。お願いをすると明日にでも植樹してくれると思います。

昨年、ライオンズクラブで桜の木を20本植樹して下さったと聞きました。あの広い敷地に、若木であまりまだ目立たない存在ではありますが、何年か後に桜の花が咲くのが楽しみです。

さらに市で100本、200本と桜の木を植え、スポーツをする人だけが楽しむ総合運動公園ではなく、多くの市民が、家族と一緒に気軽に親しむことができる公園、何となく家族で休日とかにお弁当を持ってゆっくりと過ごせる運動公園になってほしいと思っております。そういう運動公園にしていくにはありませんか。

市長も、議会の初日に提案理由の説明のときに言っていました。「平川市総合運動施設では、市民の皆様には日ごろから足を運んでいただき、市民の憩いの場としても親しまれる施設となることを願っております。」と。

教育長、市長は市民の憩いの場となることも願っていると言っております。スポーツランドひらかに、来年度からぜひ桜の木を植樹していただきたいと思っております。どうですか、教育長。

②旧診療所にある桜の木の移植について。春になると新聞、テレビ等で桜の開花予報、開花速報などの話題、関心の対象として、桜は他の植物を圧倒していると思っております。また、桜の木は全国の数多くの小・中学校に植えられ親しまれています。まさに桜は日本を象徴する花として、私

たちになじみ深く愛されている花ではないでしょうか。

その桜の木が旧診療所に28、9本あります。春になると花を咲かせ、私は職員のころ、窓からよく見ていたものです。市長もいまは市長室から見ていると思います。この桜の木は、私が役所に入った時に既にあったと記憶しております。樹齢40年は経っているのではないかと考えております。

いま、旧診療所の解体工事を行っておりますが、幸いに桜の木は診療所のフェンスの外側、役所側に植樹しており、いまのところは診療所の解体の支障にはなっていないようです。

いずれ、新庁舎建設となりますと、当然、桜の木は邪魔になるわけですので、40年近く植栽してきた桜の木、日本を象徴する桜の木の移植に金がかかるので、無残にも伐採するようなことは決してあってはならないと私は思っています。でき得ることであれば、スポーツランドひらか敷地内に移植していただきたいと考えております。市長、どうでしょうか。

○議長

市長、答弁願います。

○市長

原田議員の御質問にお答えいたします。

(長尾忠行)

新しい陸上競技場あるいは多目的広場に木陰が欲しいという声は、私も聞いております。ただ、ほかのところの陸上競技場等の運動公園の整備状況といたしますか、これは運動公園として整備されているものであります。ただ、私どものは運動施設として運動場条例に基づいてつくられておまして、そういう意味では、最初の設計当初から樹木を植える計画というのはそんなに多くはありませんでした。

今回、昨年ライオンズクラブから桜の木20本が寄贈いただきました。そして、御指摘がありましたように木陰が少ないというのも確かでございます。公園並みに木を植えることはなかなか難しいとは思いますが、少しずつでも木陰を増やしていくことが大事かなというふうには思っております。そのことに関しましては教育長のほうの御質問でありますので、教育長のほうからお答えをいたします。

旧診療所にある桜の木の移植についてであります。この本庁舎、新本庁舎建設に当たって8月9日に新本庁舎設計プロポーザルの最優秀者が決定されております。

その提案された内容では、旧診療所敷地と現本庁舎をまたぐように新本庁舎が配置されることから、現在植樹されている29本の桜の木は移植または伐採する必要があります。かなり年数もたっておりますので、現時点では移植可能かどうか詳細な調査をしておりますので、今後調査をし、可能な限り、移植できる場所が運動施設の中でさまざまあろうかと思っております。その選定をしながら、移植できるものであれば移植したいというふうを考えております。

○議長

教育長。

○教育長

原田議員のスポーツランドひらかに桜の木の植栽についてお答えをいたします。

(柴田正人)

御指摘のとおり、他市町村の運動公園を見ますと多くの植樹がなされておりますが、今回整備した陸上競技場や多目的広場は樹木が少ない状況になっております。

市運動施設は、議員御指摘のとおり市民の憩いの場、くつろげる場として多くの市民の方々が快適に利用していただきたいと考えておりますので、樹木が多く木陰も必要であると認識しております。今後、植栽につきましては計画的に整備してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長

10番、原田議員。

○10番

(原田 淳議員)

市長は、可能な限り移植する場所があれば移植したいと言っております。場所がないのかな。非常に消極的な答弁をいただきました。逆に、教育長は計画的に植樹してまいりたいというようなことでしたので、ここでそれをどうのこうのと言っても始まりません。桜の木の若木の植樹、さらには旧診療所の桜の移植と、あるいは予算がかかるかもしれませんが、市民は見ています。そして期待しています。市長、どうか桜の木の移植と植栽をよろしく願いをいたしまして、今日のところはこれで終わります。今日のところは終わります。以上。

○議長

10番、原田 淳議員の一般質問は終了しました。

第3席、5番、山口金光議員の一般質問を行います。

山口金光議員の一般質問の方法は、一括質問方式です。

山口金光議員、質問席へ移動願います。

(「議長、その前に休憩も何もないというのはいかがなものなんですか。時間を午後に回したほうがいいんじゃないですか」と呼ぶ者あり)

○議長

暫時休憩します。

午前11時37分 休憩

午前11時38分 再開

○議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほど山口議員の一般質問の許可をいたしました。昼食等のため、13時まで休憩とし、山口議員の一般質問は13時から行いたいと思います。

午前11時39分 休憩

午後1時00分 再開

○副議長

(桑田公憲)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

副議長の桑田です。議長より、急用のため会議に遅れる旨の連絡がありましたので、地方自治法第106条第1項の規定により、副議長が議長の職務を行います。議員の皆様の御協力をよろしく願いいたします。

第3席、5番、山口金光議員の一般質問を行います。

山口金光議員の一般質問の方法は、一括質問方式です。

- 副議長
- 5番
(山口金光議員)

山口金光議員、質問席へ移動願います。

(山口金光議員、質問席へ移動)

山口金光議員の一般質問を許可します。

先ほど事務局長からもありました、午前中の議会の進め方について釈明がございましたけども、この件につきましては、議会運営委員会を開催して少し掘り下げておく必要があるかとも考えますので、議長におかれましてはよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、一般質問を始めます。

私が平川市議会議員に当選して、初めて一般質問したのは、2年前のこの9月議会でありました。くしくも原田議員の後に演壇に立つのも同じであります。あのとき、私は一括質問でしたので真ん中の席で質問しましたが、その前に原田議員は一問一答方式でいまの5番の席で質問をしたというのは、きしくも時代の流れを感じるものであります。

当時の初心に戻って、私は当時の選挙公報に載っている自分の選挙公約を改めて持ってきました。多分全議員持っているとは思いますが、この中の真ん中あたりに私が載っておりまして、これを改めて見ますと、その第1行はこうなっております。議会改革を断行する。断行するというのは、判断を行うです。その第1行目が、市政の戦略課題について討議・提案する議会に転換すると。いまになって思いますと、何とも勇ましいもの言いようだなとやや恥ずかしくなるくらいの書き方ですが、しかし、一たん書いてしまった以上、男ですので、口に出した以上はこれは実行しなければなりませんので。

現下の戦略課題は人口減少対策と本庁舎建設問題であるという認識のもとに、これを討議・提案する議会になるべく、以下質問をいたします。私はこの戦略課題を討議・提案する議会になるよう、以下質問します。そして最後に、議員提案を呼びかけます。そして、各議員にいろいろ検討または協議させていただきたいという思いであります。

本日質問する項目はただ1点であります。結婚・子育て世代の定住促進について伺います。

10年前2町1村が合併したのは、人口減少、少子高齢化社会という問題に、各町村が別々に対処するのでは問題解決が不可能であると判断したからであろうと思います。そしていま、合併1回限りの特例債150億円の恩恵を、将来のふるさとづくりに向け投資する最終の局面に至ったところでもあります。将来のふるさと平川は、総人口の減少はやむを得ないものとしても、老年・生産・年少それぞれの人口バランスが取れ、以後安定した人口が常続的に維持され、親子・友人・親戚・近所・仕事仲間等々さまざまな人間のきずなが織りなす、一人一人にとってかけがえのない幸せな一生を過ごす居場所、ところであらねばなりません。

平川市に住む若者がより多く、より若くに結婚し、親元の平川市に居を構え定住し、お嫁さんまたはお婿さんを迎え、できれば3人の子を生み、

育て、就職させ、自立させ、その子どもの1人以上が再び親同様に結婚して平川市に居を構え定住するという、親子世代が好循環する社会こそ、ふるさと平川らしい姿であると思います。

このためには、若者の結婚・定住・子育てをいま以上に、これまで以上に効果的に強力に後押しする施策こそ、他の施策を我慢してまでも重要であり、他の施策を後回しにしてでも緊急であります。

すなわち、最も喫緊な施策である結婚・子育て世代の定住促進について、以下尋ねます。

①子育て世代がお嫁さんまたはお婿さんとして転入する、または転出する社会増減の現状と今後の見通しについて伺います。そして、今後の見通しについてはその理由、根拠、考え方もできれば教えていただきたいと思っております。

②として、その社会増減が向上し、より多くの結婚・子育て家庭が市内に増える定住促進策について、その目標は、その現状は、今後の方向性等について伺います。

③として、人口の増加、若返り、まちづくり、空き地対策、経済の活性化等の、現在の計画以上にアクセルを踏み加速化するための総合的観点からの「結婚・子育て世代の定住促進」策について、思い切った定住促進策を構想するか否かを訪ねます。端的に言えば、従来の発想になかった思い切った結婚・子育て住宅、もっと具体的に言うには1戸当たり数百万、建設費のローン前金ほどにも相当するものを1,000戸所帯程度応援すると。このぐらいやれなければ、いまの人口減少、そして高齢化、若者さが失っていくというものを防ぐことはできないのじゃないかと考えまして、その思い切った施策を今後さらに加速化するか、推進するか否かについてお尋ねします。

最後に、その財源確保は本庁舎建設規模の圧縮等によるべきであることについて、市長の考えをお伺いします。特に、現在見通す財政フレームの中で思い切った定住促進と、そして本庁舎建設規模を5,000平米から7,200平米に拡大しようとする現在の建設構想の両施策について、それぞれの緩急軽重の判断はいかなものかを市長に尋ねます。ここで言う緩急軽重とは、どちらをより急ぐべきか、軽重とはどちらをより重視すべきかという判断であります。なぜならば、我々はいまや廃校となった葛川中学校校舎、いまや物置部屋となった尾上庁舎議会棟を知っています。このことから、我々は15年以上先のことはだれも見通し得ないことを学び、確認しました。いわんや働き手・納税者が半減すると見込まれる30年先のことなど、誰にも見通し得ないと言い切れるでしょう。

しかし、政治は結果責任です。すなわち、現在の決断の結果が出るのは未来であり、結果責任とは、未来に責任を負うということにはほかなりません。行政はもちろん、いまここにいる議員20名全員も未来に責任を負わねばなりません。我々は見通し得ない30年先の未来を、それでも見なければ

ならないのです。特に、あと30年は生き、未来で説明責任を果たさなければならぬであろう、いまここにいる若い議員は、未来に負う責任は特に重いものと言わざるを得ません。

国政上から、国の政治上から、動きから未来を見るに、将来憲法が改正され、地方分権の時代が到来し、自治権強化のために広域合併が国策として推進されるならば、広域合併市の新庁舎が建設されることは確実であり、現在準備する大規模本庁舎・議会棟は無用の長物となることもまた確実であります。

すなわち、我が市が世界一のねぶたを担ぎ、広域合併のリーダーとならんと欲するのであれば、無用の長物となることが確実な箱ものよりも、いまからする思い切った人口の若返り、パワフルな財政に余裕ある平川市になるよう投資するべきであります。

また一方、足元を見つめ、市の現状から未来を見るに、人口減少・若者減少に歯どめをかけぬままこのまま推移すれば、我々は30年後望まない再合併に直面して、大規模な本庁舎・議会棟は無用の長物となる可能性は、そうはならない可能性よりもはるかに高いと判断されます。つまり、望まない再合併を回避するためには、無用の長物となり得る箱ものよりも、人口増加策にいまから思いっきり投資するべきであります。

以上、いずれにせよ未来に結果を出す、未来に責任を持つならば、無用の長物ともなり得る箱ものは最小化して、人口の若返り・増加策に思い切った投資をするべきと考えます。

人口減少・若者減少に歯どめをかけなければ、無用の長物となり得る大規模本庁舎・箱ものにあえて全額投資するのか、それとも、それを思いっきり縮小して、まず人口減少・若者減少に歯どめをかける若者支援策に思い切って投資し、未来に責任を果たすのか。いまこそ決断すべき最終、最後の局面と考えますが、市長の見解をお伺いし、総括の質問といたします。

○副議長
○市長
(長尾忠行)

市長、答弁願います。

山口議員の御質問にお答えをいたしたいと思えます。

まず、議員御指摘のとおり、市にとって喫緊の課題は人口減少対策であろうかとは私も認識しております。その認識に基づいて第2次の長期総合計画も策定させていただきましたし、その策定のもとに現在市政を運営しているということを、まず御理解いただきたいと思えます。

議員御指摘の結婚・子育て世代の定住促進、そして結婚・子育て世代の社会増減の現状と今後の見通し等についてお答えをいたします。

議員が質問された平川市民の婚姻件数ですが、当市への婚姻届の届出件数は平成28年度で107件、5年前の平成23年度の119件と比べ12件の減少となっております。しかし、当市に転入された方、または当市から転出された方など、住民基本台帳の異動にかかわる事由については、婚姻届に限らず把握しておりませんので、御理解をいただきたいと思えます。

続いて、当市における婚姻届件数の見通しについてですが、平成23年度末の20歳から39歳までの人口が6,887人に対し、5年経過後の平成28年度末の25歳から44歳までの人口が6,756人と、5年間で131人減少していることから、相対的に婚姻件数も減少傾向で推移すると考えられます。しかし、近年は当市に新たに住居を構える子育て世帯が増えており、婚姻件数の減少分を補っているものと考えております。

次に、子育て世代の定住施策に関する問題意識についてであります。平成27年度に平川市総合戦略を策定する以前の平成25年度から、子育て世帯向けの住宅支援策を展開するなど、市としてもしっかりと問題意識を持ちながら各種施策に取り組んでいるところであります。

また、第2次平川市長期総合プランにおいても、「平川らしさ」の1つに「子育てしやすさナンバーワンのまち」を掲げております。この実現に向け、各種子育て支援やきめ細やかな教育の推進など、安全・安心な環境づくりを進め、「住みたい・産みたい・育てたい」と感じられるような各種施策に取り組むこととしております。

議員のほうから、1戸当たり数百万、それを1,000戸単位ぐらいでの支援が必要なのではないかという御提案もございました。現在、先ほど申し上げましたように、市では子育て世代の対応と、また、昨年度から移住世帯を対象としてのすこやか住宅支援補助金事業を実施しております。これに関しましては、28年度末で159世帯、今年度に入ってからでも大体32件の補助金交付をしております。このように現在の施策を進めている中であって、確実に平川市に移住して来られている若い世代が多くなっておりますことも御理解いただきたいと思っております。

また、平成27年度に策定した平川市人口ビジョンでは、各種対策を進め、合計特殊出生率等の目標を実現することにより、市での総人口は2040年、平成52年で2万5,000人、2060年、平成72年で2万1,000人、その後約1万9,000人で安定期に入ると見込まれております。

年代別の構成比率ですが、14歳までの年少人口割合は、平成27年国勢調査確定値で11.3%になったのに対し、2040年では13.1%とわずかながら上昇すると推計されていることから、子育て世代の割合も維持されるものと考えております。

子育て世代の定住促進策については、先ほど申し上げましたが、代表的なものとして住宅支援施策が挙げられます。その実績は、先ほど申し上げました159件、このうち市内子育て世帯は116件となっております。

また、重要施策としてこども医療費の無料化があります。今年度からは、小学生については通院も対象としたほか、所得制限を撤廃して医療費完全無料化を実現しております。さらなる拡充につきましては、財源の問題もありますが、今後子育て支援の重点施策として検討してまいります。

子育て世代の定住促進事業の効果及び評価に関してですが、平成27年度事業について、総合戦略審議会で「地方創生に相当の効果があった。」と評

価されており、市としても事業効果は高いと判断し、今後も重要な施策のひとつとして継続して実施してまいりたいと考えております。

続いて、まちづくり、空き地対策、経済活性化等の総合的観点からの子育て世代の定住促進策についてお答えいたします。

まず、宅地造成や住宅建設等に際して必要となる民間業者等への支援策として民間宅地開発支援事業があり、市内で宅地開発を行う際に事業費の一部を支援しております。このほか、これは先ほども申し上げましたが、すこやか住宅支援事業において、市内業者を利用する場合は補助金額を引き上げるなど、市内経済の活性化を図っております。

子育て支援や就職支援策等への手厚い支援策のことでありますが、これらに限らず、市の各施策については、長期総合プラン実施計画において毎年度見直しを行いながら進めていくこととしています。

子育て支援策として、第2子以降の保育所等保育料の無料化がございます。これは平成26年度から実施しておりますが、県内10市の中でも平川市のみが実施している施策であり、保護者等の負担軽減が図られている重要な施策となっております。

また、就職の支援策として、平川市民の雇用を促進するため、企業に対する雇用促進奨励金などがあります。長期総合プランの主要施策の1つにも地元企業の成長支援を掲げており、これらの施策により就職の支援につなげていきたいと考えております。

次に、これらの、議員提案の財源確保であります。

結婚・子育て世代の定住促進に関する各種事業、本庁舎建設事業のいずれも、市のまちづくりを進めるうえで重要なものと考えております。

市の施策展開については、これら2事業のうちいずれか一方を縮小して捻出した財源を他方の拡充に充てるということではありません。これに限らず、教育や福祉、産業振興等、財源については全体を見通したうえで、総合的に判断していくこととなります。

また、今回の新庁舎の中で、議会棟を新築する場合、それよりも子育て世代の施策を優先すべきだというような御発言だというふうに認識しておりますが、今回の新庁舎の建設に関しましては、これは将来に向けての市の基盤となる新庁舎を建設するというところで、その中には議会棟も入って初めて、1つの建物として総合的な市の施策運営に寄与していくものと考えます。

確かに、合併によって尾上庁舎の議会棟はいま使われておりませんが、これは当時はその合併を見通したものではないように理解しております。また、今後新たな合併があるような御発言でございましたけれど、現在の中にあっては、新たな広域合併の話は出ておりませんし、その見通しも立っておりません。従いまして、市といたしましてはほかの、議会棟も含めたさまざま市の行政をつかさどる中心としての新庁舎の建設に着手したということですので、御理解をいただきたいというふうに思い

ます。

新庁舎の建設優先か、あるいは子育て支援が優先か、どちらかを二者択一をするようなものではないというふうに考えられますし、若い世代の議員の皆さんが将来により重い責任があるというふうな御発言もございましたけれど、若い世代はもちろんありますけれど、議決した中にあるのは、議会全体がやっぱり責任があると思いますし、と同時に、行政として私どもも市の将来に対して責任を持ちながら進んでいくべきという中にあるので、今回提案させていただいておりますので、御理解いただきたいと思います。

○副議長

山口議員。

○5番

わかりました。伺いました。

(山口金光議員)

私の説明ぶりが悪かったのかどうか、ちょっともう1回確認しますが、私が言っている庁舎とそれから子育ての充実というもの、また、住宅の充実と言っているものの比べる対象は、5,000平米から2,000平米増やす部分を指しています。つまり、私は本庁舎の質に関しては何の異存もないわけです。そりゃユニバーサル化も大切、耐震性強化も大切、総合窓口化も大切です。問題は、いま現に使えるものがあり、数十年は使える能力を、公共施設を我々は持っているのにそれを使わないで建てるのか、それを使ってほかのことをさらに加速化するのかということについては質問したつもりです。

もちろんいまの施策で、外から来る人は100万円、中にいる人は30万円までの補助を出す。住宅に補助を出す施策は私は知っております。それで年間60戸ぐらいの実績が上がってるのも知っております。それであれば、我々が目標としているところは年間60じゃないんじゃないかと。本当はもっと高いんじゃないか。高いはずなのに、現実には社会増減は把握していません。それは、その目的意識をまだ市役所が、施策の中にまだできていないからじゃないでしょうか。もし、それを考えれば、先ほど25歳から45歳まで約6,000人、世帯数で言えば約2,000世帯になるんじゃないでしょうか、わかりませんが、その若者世帯ってというのがなんぼあって、それが黙ってればどうなるのか、年齢構成がどうなるのか、それに歯どめをかけるために毎年何戸、できるだけ多くの思いをして家を建てていってもらおうかという、そのアウトラインが本来出てくべきじゃないでしょうか。そうすれば、単純に1,000戸だとすれば、たぶん25億かかるでしょうと。それが2,000では50億かかるでしょうと。しかし、それすぐ財源ができるわけでもありませんが、その目的意識を持てば、いま使える庁舎は使ってもその金を回そうという考え方は優に成立すると思うんですが、この見解、この観点、この考え方に関してもう一回質問、御確認、見解をお伺いしたいと思います。

○副議長

市長、答弁願います。

○市長

(長尾忠行)

まず、庁舎の建坪といいますか、大きさに関してであります。現在のこの市庁舎が、議員御指摘いただいているのは、現在のこの市庁舎の5,000

平米から7,200平米にまで大きくすべきではないというふうな御発言のよう
にお伺いいたしました。

ただ、この件に関しては、いままでさまざまな議論をしてきた中であつ
て、本庁舎型に統一していくという、いわゆるいままで行ってきた分庁舎
から本庁舎のほうに統一していくという認識、理解をいただいて、そのう
えで新庁舎建設にいま進んでいるわけでありますので、そのところをい
ま逆にまた盛り返されてもお答えのしようがないというふうに思います。

それから、財源を捻出するために、いわゆる子育て世代を呼び込むため
に1世帯当たり数百万のお金を支援して呼び込めばいかかということ
でございますけれど、私は、確かにそういう側面もないとは言えないかもし
れませんが、いわゆる子育てしやすさ、暮らしやすさというのは、住宅支
援だけではないというふうに思っております。いわゆるふだんからの生活
環境の安全・安心から、あるいは保育園、それから学校教育、さまざまな
面があつて、総合的な感じで子育てしやすい地域をつくっていくべきだ
というふうに考えて、それらの施策に対していま財政の中で支援をさせて
いただいているわけであります。ですから、例えば端的に、じゃあ1戸当
たり300万とか500万円補助したらいままでよりは来るという可能性もない
わけではありませんが、そこにだけ財源を投じてそういうふうな政策を進
めていくべきかという、私はそういう立場には立ちませんので御理解を
いただきたいと思います。

○副議長

はい、山口議員。

○5番

(山口金光議員)

時間が来ましたので、私、実は30分でなら譲りますと言って午前中の席
を私は譲った経緯があります。30分で午前中でやらせてもらえるなら席を
譲り、かつ私も30分で終わらせましょうということで午前中のことはスタ
ートしました、大分前にですね。従って30分で終わりますけども、ちょ
っと過ぎちゃいましたけども、最後1つだけ発言しておきたいと思いま
す。

(「関係ないからやりなさい」と呼ぶ者あり)

○5番

(山口金光議員)

そうですか。じゃあいまの市長の言葉に、もうここまで来て後戻り、い
ろいろ検討してここまで来たんですといま発言がございましたので、その
件に関して1つだけ。先般いつだったか、私その資料ちょっとわかりませ
んが、知ってますけども見てませんけども、桑田建設委員長のあれで報告
書を出しているはずで。その中で、特別委員会としては、庁舎の扱いに
ついて、尾上分庁舎の施設を有効に活用すると。これは考え方として残さ
なきゃいかんというのがその最終報告の中にあります。私もその特別委
員会の委員ですので、そのようにつもりで発言をし、そのように認識し
ております。

つまり、議会においては、これはもう後戻りできない、それは考慮外の
ものだと議会ではなっておりません。もちろん、議会のことではなく、
執行部としてこう決めるのとはもちろんあつてよろしいわけですが、その
ことをもって議会の意向とかはあんまり関係ないとか、もう元には戻せな

いんですと言うのは、私はいかがなものかなというふうには思います。

それが1つと、先ほど効果云々とおっしゃっていましたが、ほかの施策を私は否定していないんです。ほかの施策はそのままやるとして、さらにここを加速化すれば、全体の若返り化とか定住化がより加速化するんじゃないですかという私の質問であります。従って、ほかのところをやめてこれをやるんだという意味での答弁だとすれば、ちょっと私の質問の仕方が悪かったのか、受け取り方がちょっと違ったのか知りませんが、それはちょっと違うということで御指摘させていただきたいと思います。

いずれにせよ、いまの考え方、定住化・住宅支援の考え方は外から来る人には100万円、いろんなレベルがあるんですけども、中にいる人は30万という考え方になってるんですが、私はこの施策の本質に照らせばこれは逆であるべきじゃないかと思います。

つまり、我々が思ってるのは、子どもができるだけ自分のそばにいてもらいたいわけです。ところが、子どもには子どものいろんな事情がありますから、外へ出て行くのは先ほど言った社会減になっているんでしょう。だとすれば、それをすべてクリアできるわけじゃありませんが、それでもよりここに残りたいという気持ちを助けてやろうということであれば、中に残る人のほうがより手厚く支援されるべきじゃないかという思いであります。

従って、外から来る人に100万円だというならば、中にいる人にはその数倍が妥当じゃないですかという意味で数百万という、かつそれは家を建てるときの前金、ローンの前金ぐらいに相当するだろうなど。そうすると、若者世代が家を建てる一番の決事項は、金がやりくりできるかです。はっきりしています、これは。そのときに前金が払えるかです。それをもし支援できるならば、それは私は、はるかに効果が出てくるものだと思っておりますが、これは効果の話ですので、これはみんないろんな角度から当然考えて、それぞれの効果の判断はあろうかと思います。それはここで答えが出るものでもなく、最後は決断の話だとは思いますが、いずれにしても私が思っているのは、中の人にむしろ定着するのにより手厚くする施策であるべきだと。それが、本当のふるさとという人が残り、定着していくふるさとづくりになるんだ、という思いから提案したのが数百万という数字のものであります。そこは1回確認させていただきたいと思います。

時間は、もっとやれとは言われてももうやめるつもりで、30分でやるつもりで用意してきましたのであとは触れませんが、最後に、先ほど議員の責任論もありましたので、最後に私のほうから付け加えたいと思います。

一心会は、議会改革の究極の目標は、二代表制の実現であると考えております。市行政当局の提案をただ追認するのではなく、市民の現在及び未来に責任を負う立場から、財源の裏付けある、責任ある対案を提案する議会になること。そして、それを議員みんなで討議し、それをより議案を高めていく議会になること。これが、私が、我々が目指す二代表制の一

翼を担う議会の姿であります。

このために私は、先ほども公約でそういう議会を目指したいと書きましたけども、その意味からも、一心会は次の12月議会において、本庁舎建設規模を縮小して、なくすんじゃないですよ。縮小して、結婚・子育て・定住促進を図る議案を議員提案します。将来に責任を負う議員各位が、この議員提案に対し賛成、反対いずれにせよ全員が積極的に参加し、この将来の大戦略になるこの施策に悔いの残らない、最後は決定したいものと考え議員提案しますので、議員各位におかれましては御高配よろしくお願ひしたいと思ひます。

いろいろ質問して、全部最後まで質問していないところが一部あったことはお詫びしますが、時間の関係上、これを持ちまして私の一般質問をおわらせていただきます。ありがとうございました。

○副議長

5番、山口金光議員の一般質問は終了しました。
13時50分まで休憩を取ります。

午後1時41分 休憩

午後1時49分 再開

○副議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

第4席、15番、工藤竹雄議員の一般質問を行います。

工藤竹雄議員の一般質問の方法は、一問一答方式です。

工藤竹雄議員、質問席への移動を願ひます。

(工藤竹雄議員、質問席へ移動)

○副議長

工藤竹雄議員の一般質問を許可します。

○15番

(工藤竹雄議員)

ただいま議長から一般質問の許可を得ました、第4席、15番議員の工藤竹雄であります。

このたび、友好交流協定締結後の初めて台中交流ミッション団員として参加し、台中市を訪問しました。台中市長始め市職員及び企業の皆様には大変御世話になり、シェーシェー、ありがとうございます。

それでは、通告のとおり順次質問いたします。

第1の質問事項は、新市建設計画に記述されております第5章新市建設の基本方針、第4節土地利用・地域別整備の方針について、市長に答弁を求めらるるものであります。

新市建設計画中の第5章第4節の2、地域別の整備の方針(ゾーニング)に掲げた4つのゾーン、各ゾーンの項目についてお伺ひいたします。

①都市機能ゾーンの主な事業等の実績はどうか。また、ゾーンを構成する重要な機能として、商業の拠点となる地域と直結した都市機能の整備を掲げているが、このゾーンの商店や工場などの事業者数はこの10年間でどのような変化があったのか。

②生活空間ゾーンの実績等でどうか。このゾーンは、旧尾上町及び

旧碓ヶ関村の役場周辺を中心とした居住密集地域をベースとして設定されているが、特に尾上地域ゾーンにおける10年間の人口及び世帯数の増減変化はどうなっているのか。

③産業振興ゾーンの実績。産業振興ゾーンにおける基幹産業として位置付けている農業に係る土地利用に関して、遊休地や放任園地の増加、後継者問題などの現状を直視すれば、いままで以上に規制緩和を進め、住宅地等への転用が容易となる方策を積極的に進めるべきではないのか。

④自然環境保全ゾーンの実績であります。自然環境保全ゾーンにおける、平成27年第4回定例会にて、碓ヶ関地域の現状と将来像について質問しております。特に、リラクゼーションの機能の促進の観点から、もっと地域の収益につながる関連事業や、都会からの福祉施設等の誘致などの方策について、例えば弘前大学との連携により検討し促進することはできないのかお伺いします。以上です。

市長、答弁願います。

工藤竹雄議員の新市建設計画の御質問についてお答えをいたします。

まず、都市機能ゾーンの実績についてでありますけれども、都市機能ゾーンは、現本庁舎周辺のエリアを新しいまちの核となる地域と位置付け、新市の行政サービスや情報発信などの中枢的な機能を集積させるとともに、商業の拠点となる地域と直結した都市機能の拠点として整備することとしています。このゾーンにおいて、これまで取り組んできた主な事業といたしましては、総合運動場整備事業や平川診療所新築事業、文化センター大規模改修事業などが挙げられます。

また、このゾーンにおける事業所数の変化ということではありますが、各ゾーンとも、旧大字などを単位とした詳細なエリア設定のための線引きはしておりません。従って、仮にこのゾーンを弘南鉄道平賀駅周辺の本町、柏木地区を中心とした連担性のある一団エリアとして線引きをしたと仮定した場合、このエリアの全産業の事業数は、平成18年度の事業所企業統計では501事業所、平成26年度の経済センサス基礎調査では453事業所となっており、48事業所、9.6%の減となっております。このうち、製造業は20事業所から21事業所へ微増、建設業は68事業所から52事業所へ減少、卸売・小売事業所は127事業所から128事業所へ微増となっております。

次に、生活空間ゾーンの実績についてであります。生活空間ゾーンは、これまで地域住民の日常生活に深く関わってきた旧来の役場周辺を位置付けております。行政窓口サービスや保健、福祉、コミュニティ活動、地域内の商業活動など、情報発信、地域交流が実施されるエリアとして機能強化を図ることとしております。このゾーンにおいて、いままで取り組んできた主な事業といたしましては、おのえスポーツセンター野球場改修や多目的広場の整備事業、碓ヶ関診療所開設事業、集会施設整備事業などのコミュニティ施設整備、古懸不動野線道路改築事業などがあります。現在は、さるか荘大規模改修事業に取り組んでいる状況であります。

- 副議長
- 市長
(長尾忠行)

人口及び世帯数の増減についてですが、合併初年度末の平成18年3月31日現在と平成29年3月31日現在の住民基本台帳による人口の比較では、まず市全体としてはこの10年間で3,742人、10.5%の減、尾上地域全体では1,023人、9.9%の減となっております。また、世帯数の比較では、市全体としては968世帯、8.9%の増、尾上地域全体では311世帯、10.3%の増となっております。尾上地域における生活空間ゾーンを、仮に弘南鉄道津軽尾上駅周辺の尾上、猿賀、李平地区などを中心とした一団の住宅密集地域をエリアとして線引きした場合、エリア全体での人口の比較として555人、7.6%の減となっており、減少幅はやや少なくなっておりますが、世帯数では250世帯、11.4%の増となっております。

次に、産業振興ゾーンの実績でございます。産業振興ゾーンは、基幹産業であるリンゴ、米などの農業の振興を図るとともに、製造業等の既存企業の育成や、新規企業の立地に伴う工業の振興などを行うゾーンとして位置付けております。このゾーンにおいて、いままで取り組んできた主な事業といたしましては、津軽みらい農協のカントリーエレベーター整備への支援である食料自給率向上産地再生緊急対策事業や、りんご共同防除組織支援事業、木質バイオマス発電事業への支援、新規工場設置に対する課税免除制度などがあります。

最後に、自然環境保全ゾーンの実績であります。自然環境保全ゾーンは、山林地域について、先人から受け継いだ自然遺産として後世に継承し保全するとともに、林業の振興や観光機能、リラクゼーション機能を持ったゾーンとして位置付けております。このゾーンにおいて、いままで取り組んできた主な事業といたしましては、林道整備や白岩森林公園、志賀坊森林公園、たけのこの里に関する整備などであります。

また、碓ヶ関地域については弘前大学と連携すべきというような御指摘もございましたが、現在、弘前大学と連携しながらこの地域に関しましては事業を展開しております。

また、産業振興ゾーンの実績のところで、いままで以上に農地転用等の規制緩和をすべきという御指摘もございました。このことに関しましては、私どもとしてもさまざまな形で農地転用ができないか、いま模索をしております。例えば、住宅地域においても、緩和区域を指定したりして住宅建設促進をしておりますが、ただ、現在この平川市、特に平賀・尾上地区の農地はすべて優良農地であります。そして、いま現在第2期平川土地改良事業が進行しております、その線引き内、枠内にすべての地域が入っております。なかなか簡単に農地転用はできないというのが残念ながら現状でありまして、これは県のほうにもお願いをしておりますが、国の事業でこういう事業がいま行われております。これは、事業完了後8年間は農地転用できないというものでございます。また、現在浅瀬石川の土地改良区もこの第2期の土地改良区事業に入るということでもありますので、なかなかこの農地転用が難しいというジレンマを抱えていながら、いま行政進

めざるを得ないところを御理解いただきたいと思います。

○副議長
○15番
(工藤竹雄議員)

工藤竹雄議員。

①、一応私、このゾーンは範囲、規模がどのぐらいの大きさは別としても、私は一応商業都市であると、そういうふうに一応考えております。それで、先ほどの市長の申し上げられました事業者数と、この10年間はそんなには私は変わっていないのかな。そういうふうに見ておりますし、ただ、私もあるデータの中でこういうのをちょっと出していただきました。ちゅうことは法人税の関係。いわゆる法人税の均等割と税割の問題、これ決算にも出ておりますけど、調定額分を若干こう足したり引いたりというようなことで、例えば18年に対して19年度はどうだったのか、19年度に対して20年はどうだったのか。このある程度、10年間プラスマイナスしたところをば、これは正しいかどうかわかりませんよ。プラスしてマイナスしていいのかわかりませんが、そういう中でこの対比で10年間見た場合、総計の収入が8,899万3,000円。減になっているのが1億5,957万4,000円と。ちゅうことは当然、企業ですから増減があります。ただ、この10年間見たときに、要するに7,058万1,000円っていうものが少なくなってるんですね。ですから、これからも決して私はいいような状態でもないのかな。よくなるかもそれは企業によって個々違いますけれども、いま現在10年間で7,000万も少なくなっているちゅうことは、税収これから予算盛るにしても大変だなという、私こう感じ取っているわけですね。

海外に対する企業の税をいま減額しています。これをなぜ減額するかというと、日本に税金を納めてもらうために逆に税を低くしてるんですね。そうなった場合にまた、海外の部分が日本に入ってくるかもわかりません。だけど、そのままになってるかもわかりませんが、こうした状況を考えたときに、これからの法人税の関係、収入というのはどういうふう、さっき言いました、増減あると思うんだけど厳しく見るのか、それとも、まだまだ大丈夫だっていうふうな御認識か、その点1点お願いします。

○副議長
○企画財政部長
(須藤秀人)

企画財政部長。

工藤議員おっしゃるように、商業ゾーンということに関連して経済、市の経済のあらわす指標の1つとして法人税の動きをおっしゃられたのかと思います。どの資料をご覧なのかちょっと確認していませんので、7,000万云々についてはちょっと後で確認させていただきたいですけども、これからの法人の見込みをどう見るのかということでございますけども、先ほど議員がおっしゃったように、ここ10年間の比較をしますと、法人税のいわゆる法人税割の部分については、10年間でもいろいろ変動がございます。当然、法人税割ですので、企業の業績部分そのまま法人税の税額として反映されることになるわけですが、いろいろな要素がございまして、先ほど議員もおっしゃったように、大きな企業については、海外での利益を国内の会計と連結してその部分を控除するというような優遇措置がか

なり拡大されておりますので、必ずしもその企業のその年の業績がそのまま法人税の法人税割に反映されるということではないというのは、議員も御存じのことかと思えます。

そこら辺も踏まえてみますと、単純にここ10年の法人税割を納めてくださった法人数だけ見ますと、平成18年、私の持っている資料では平成18年度では363法人、ずっとその後28年度、結果的に389と、そこだけ見るとそんなに大きな変化はございません。ただ、法人税額は例のリーマンショック等がありまして、年度間で見ますとかなり変動がございました。それらを踏まえて今後の様相を、ということになりますけれども、あくまでも税は固く見たいので固めて見えてあります。それほど景気が回復しているというのをそのまま反映させて見ることはちょっと危険なので、慎重に見ていきたいと思っております。

あと1つの要素として、やっぱり市内の大きな企業の法人税割の毎年の納税額で、当市の法人税割の額の大部分が決まってくるので、その大企業の動向が、非常に大きな見極めが大きな要素となっているということもありますので、その辺も含めて将来展望したいと思っております。以上です。

○副議長
○15番
(工藤竹雄議員)

工藤竹雄議員。

先般新聞に出ておりました、県内の3か月、6月・7月・8月の調査の結果というのがちょっと出てましたけど、これ平川市を見ると景気がいいと、そういうふうなこと出てました。その上向きの理由として、産業や出荷額が前年を上回っている企業の割合が高く雇用も伸びていると、そういうようなことで出ております。ほとんどのところは上向いているなんてほとんどないんですけども、変わらないというのは90%であります。ただ、大体企業っていうのは単年度、いわゆる現年度1年の計算が主なことでね、3か月よかったからその後またマイナスになる可能性もある。たまたまその3か月間がよくなったということのこれだと思っただけでも、これについて簡単に答弁していただけますか。出荷率、雇用の問題うたってますので。簡単でいいですよ。

○副議長
○企画財政部長
(須藤秀人)

企画財政部長。

工藤議員がいま先ほどおっしゃったその記事について、私もこの間見ましたけども、ちょっと残念ながら、その平川市さんとしての回答がどの部署でどういう状況でされたのかはちょっと未確認でしたけれども、議員おっしゃったように、多分いわゆる3か月の限定された期間であり、なおかつ、限定された項目の出荷額とか数項目にわたるその数値のみをもって、いままで多分定期的にアンケート内で答えた部分に関してよりは数値が上回ったので、そういう回答になったのではと思っております。

○副議長
○15番
(工藤竹雄議員)

工藤竹雄議員。

そうしたら②へ行きます。私ちょっとデータ出してもらったのは、私ここ10年間出しておりませんので、簡単な部分だけをやっていただきました。

いわゆる人口と世帯数であります。私、18年2月1日から28年1月1日、29年はちょっと出してございませぬ。ただ、最近の新聞見ると、29年のいま現在3万1,000台に人口が減ってしまっているわけですよ。そういうふうなことも出ておりました。

そして、私のこの古いやつでちょっと言わせていただきます。そんなに変わらないと思うんですけど。平川市の人口のトータルで28年1月1日で3万2,440。これ、10年間で2,945減っております。さっき市長は29年3月の話でしたが。それで世帯数にすれば811増えてるわけですよ。ただ、この中で尾上、これ全部出てるんですけども、尾上地区においては人口が796人の減少、世帯数が268の増。それで逆に平賀地区が人口が1,558人の減、世帯数が590の増。それから碓ヶ関が人口が591の減の、世帯数47の減と。ここだけ見ると人口が3,210人マイナス、世帯数が910。これ私のデータね、1年間違っているかもわがねんだけど。これをいま、私のこれと市長の答弁の中身、そんなに食い違いはないと思うんだけど、これをどういうふうにして理解していますか。世帯数が増えて人口が減っている。どういうふうにして判断されていますか。

- 副議長
- 市長
(長尾忠行)

市長。

当市では合併以来、特に平賀地域、尾上地域においては人口減少が進んでおりますけれど、誤解されてはいけません、碓ヶ関はもっと減少率が高いんですが、ただ、世帯数に関しては両地域とも増えているわけです。ですから、これを考えてみますと外から移住といいますか、移って平川市で居を構えている人もそうですけれど、子育て世代等の支援策の受ける方々を見ますと、市内の方がこの住宅支援を受けているのはかなりの割合でございませぬ。

そういうことも考えますと、やはりこの地域において世帯分離が進んでいるのかなと。いわゆる若い世代が新しい住居を構えて、いわゆる核家族化、これが進んでいることによって世帯数が増えているのかなというふうには私は認識をしております。世帯数が増えることによって、これはちょっと言及していいのかわかりませぬけれど、逆に言うと将来的に空き家がまた増えてくる可能性も高いのかなというふうには認識をしております。

- 議長
- 15番
(工藤竹雄議員)

工藤竹雄議員。

人口の問題やると、私いままで長い間質問してきましたんでね。ただ言えることは、確かに超核家族にはなっているだろう。そして2子の問題があるんですよ。2子の生んでくれる少なさ。これはいろんな条件あるんですよ。年齢の関係、年齢遅くなって結婚するいろんな問題、それは今回そういう問題ただすわけでないんですけども。

それで、またここでお尋ねしますけども、生活空間ゾーンについてですね。行政の窓口機能としての整備について言及しています。尾上分庁舎の今後の活用方針について検討すると答弁されていますが、いづろまで

方向性を示すのか、1つ求めます。

また、「支所、保健福祉施設、教育文化施設等の公共的施設の有効利用に努めます。」とするが、具体的にはどうなのか、計画の具体化を伺いをいたします。

○副議長

市長。

○市長

(長尾忠行)

尾上庁舎の活用方針については、平成29年、今年3月策定の新本庁舎建設基本計画の中で、尾上分庁舎機能を本庁舎へ移転し、市民生活に密接にかかわる支所機能を維持しつつ、今後の状況変化と地域事情を勘案しながら、人が集いにぎわいを生むような施設として検討することといたしております。

この検討状況といたしましては、今年5月に総務部を始めとした関係部署による調整会議を開催しております。また、地域事情を勘案することとしていることから、8月24日に尾上地域行政委員にお集まりいただき、意見交換会を実施しております。その際の意見としては、町会やサークルの方などが利用できる会議スペースの確保や事業者の事務室としての利用、避難所としての利用などの意見が出されております。

今後の予定としては、平成33年度に新庁舎への移転を計画しておりますので、遅くとも平成32年度までには方針を決定することとし、引き続き検討を重ねてまいりたいと思っておりますのでよろしく申し上げます。

○副議長

工藤竹雄議員。

○15番

(工藤竹雄議員)

いままで質問したのは、この計画の中にうたわれていることだけをいま尋ねてございますので、大して難しい質問ではございません。27年3月からこれ、5年間の緩和措置で延びておりますけれどもね。もう10年も過ぎたものであります。

そういうことで、私も、先日尾上地区での行政委員の分庁舎のあり方についての意見交換会があったということは耳にしましたけども、どういう内容かというのは聞いておりません。ただこういった、私どももいままで庁舎の件についてはこうしてもらいたい、ああしてもらいたい、質問しております。そういったことに対する意見に対して、それを本当に市長、尊重しますか。市長の権限で強く発声するのが、そこが私、大事だと思うんですよね。私は庁舎の問題でえらい目に遭っていますからね。議員の意見が当然入れてこないで、市長、私が決めるんだということになってますから。いろんな意見を求めて、結果的にもうそれ尊重しなきゃ意味がないんですよ。その点ひとつお願いします。

○副議長

市長。

○市長

(長尾忠行)

工藤議員御指摘の件ですけれど、これは議会あるいは市民の皆さんの意見というのは、非常に大事にしていかなければならないと思っております。また、それを聞くべきであろうと思います。ただ、最終決定するに当たっては、どこの意見だけを取り入れるとかそういうことじゃなくして、やはり将来的に向けてどういった方向がいいのかということとは、やはり私、責

任者として判断させていただかなければならないかなというふうに思っております。

庁舎のことで話がありましたのであれですけど、庁舎に関しては、これは議会の検討委員会、あるいはまた市民の検討委員会の御意見等もお伺いしながら、最終的には庁議で決定させていただきました。今回のこの尾上庁舎のあり方といいますか、活用の仕方に関しても、多くの方々の御意見、特に地元である尾上地区の皆さん方の意見もお伺いしながら、そのうえで将来に向けてのあり方として、市として決定していきたいということになるかと思えます。ただ、そのためにはさまざまな御意見、多様な意見がございます。それらを取り入れながらも、じゃあ行政としてどういうふうに判断するのかということは、やっぱり最終的に役所の中の庁議で決定していかなければならないというふうに考えております。

○副議長
○15番
(工藤竹雄議員)

工藤竹雄議員。

この生活空間の中では私、過去に、前に遺跡の関係もあった部分も農振をはいでいただいた部分もございます。そこで、それはそれとして③番に行きます。

市長も担当課より報告を受けていると思います。猿賀小学校付近のリンゴ畑の放任園地。私は、こうした状態は後継者等の問題等で平川市全域に発生するものと想定しております。なぜならば、現在農業やっている人たちはまず70歳代、60歳代もいます。その子どもたちはみんな勤め人しております。いま、勤め人も各会社においては65歳とか、あるいはこれから先行くと70歳定年とかって、そういうふうなこともあり得るのかなと、国の動き方もありますけれど。

そうした市道に接した、面した住宅地から、また住宅地の付近にある調整区域、こうしたものを私は積極的に緩和して、新しい世代の若者住宅にするんだとしたらいいのではないのかな。さっき、市長の答弁では、優良農地でなかなか転用できないんだと、そういうことを言っておりましたんで難しいかもわからないけれど、だんだん人口が減っていくことは目に見える。人口減るということは、前にもいろんな質問してました。行政の事業ができなくなるんですよ。イコールサービス低下につながっていくと。そういうことから見ると、やっぱり若い世代がここに住んでいただくと。いろんな条件があったにしても、そういった土地がなければ話にならない。ですから、そういうふうにして本当の平川市の将来の展望を示すべきではないのかと私、思っているんですよ。いまはつきりはできないと思うんだけど、10年、15年先になると本当に大変なことになると私は思っていますけど、その点も含めて御答弁を願います。

○議長
○市長
(長尾忠行)

市長、答弁願います。

遊休農地、あるいは放任園等がこれからも増えてくるという可能性は大いにあるかとは思いますが。議員も御承知のとおり、当市では都市計画区域が指定されており、その中で、計画的な市街地を形成していく市街化区

域と、農地等を保全していくことを目的とする市街化調整区域に区分されており、計画的な土地利用の誘導と規制が行われております。

しかし、近年の人口減少や居住者の高齢化により、市街化調整区域の衰退が問題化されております。これらを踏まえて都市計画法が見直され、開発許可の基準が一部改正されたのを受けて、当市では都市計画法施行条例を制定し、一定の基準を満たしている市街化調整区域の一団の集落において緩和区域を指定することで、一戸建て住宅等の建築を可能としているところであります。

当市の緩和区域は平成17年に指定し、これまで3回の見直しを行い、現在511.5ヘクタール、26区域が緩和区域に指定されております。今後も緩和区域の定期的な見直しを図り、農業振興地域整備計画や農地法との整合性を図りながら区域を指定することで、有効な土地利用に努めてまいります。以上です。

○副議長
○15番
(工藤竹雄議員)

工藤竹雄議員。

④番については、先ほども言いました。27年に質問しておりますので、再度その記録を見ていただきながら、弘前大学と連携ももっとも強めてね、広い範囲の考え方をさせていただければいいなあと感じてました。

私の考えでありますけども、この厳しい状況を真摯に受けとめ、さらなる政策を構築すべきであると存じます。きれいごとでは解決不可能と思います。将来の平川市、将来人口等を次世代に担う挑戦に力を注ぐべきと申し、若者が生活できる住宅地の確保等きちんと考える。マンネリ化を打破してほしいんであります。

そして今日、誠心会の会長が一般質問で市長の市長選、来年の市長選のことをお尋ねになっています。市長が出馬すると、そういうことでございますので、それについてはおそらく候補者はだれもないと私は思っておりますよ。安心はできないかもしれないけど、私はそう思っているし、さらなるこれから市長、また続けていくちゅうことになる、いろんな問題ちゅうのは抱えているわけですからね。ひとりで片づけないで。我々もやっぱり二元代表制ですんで。我々も選挙する時期は、公約は問いません。私、予算は持っておりませんので。市長は予算持っているから公約幾らでもできると思うんですけど、私できませんので決意だけは述べさせておきますので、どうか選挙戦頑張ってくださいと思います。これで終わります。

○副議長

15番、工藤竹雄議員の一般質問は終了しました。

14時40分まで休憩します。

午後 2 時28分 休憩

午後 2 時39分 再開

○副議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

○副議長
○3番
(福士 稔議員)

第5席、3番、福士 稔議員の一般質問を行います。
福士 稔議員の一般質問の方法は、一問一答方式です。
福士 稔議員、質問席へ移動願います。

(福士 稔議員、質問席へ移動)

福士 稔議員の一般質問を許可します。

議長の許可を得ましたので、一般質問をさせていただきます、第5席、議席番号3番、誠心会の福士 稔です。よろしくお願ひいたします。今日最後の一般質問となりました。時間いっぱい使ってやりたいところですが、どうなるかわかりません。今日は4つのことについて、一問一答方式でお聞きしたいと思います。

まず最初に、介護保険制度についてをお伺ひしたいと思います。

介護保険制度は、皆さんがいろいろ言われてございますけれども、だれでもが必ず御世話になる制度だと、私はそう思っております。これまで家族が担ってきた寝たきりや認知症などで介護が必要な高齢者、社会全体で支える制度だとそう思っており、平成12年から始まっていると思っております。

しかし、皆さんがいつも言われるとおり、最近の少子高齢化の進展によりまして、全国的に介護保険サービスの需要の増加及び介護保険料の負担の増加、また、介護人材の確保が困難になっていると聞いております。

当市においても、昨年28年度の介護給付費は33億4,700万ほどに上がり、年々増加の傾向であります。また、介護保険料も6,480円と、現在の第6期介護保険事業計画期間まで各期間一貫して増加を続けています。

そこで、当市の介護保険制度について2点質問をさせていただきます。

まず、①少子高齢化が進む中での介護保険サービスの確保について質問いたします。介護保険法第2条第1項によれば、「介護保険は、被保険者の要介護状態又は要支援状態に関し必要な保険給付を行うものとする。」と規定されており、介護保険サービスの確保は保険者である市町村の義務と考えております。今後も少子高齢化の進展が予測される中で、当市はどのように介護保険サービスを確保していくのか、それを伺ひたいと思います。

また、次に、先の議員説明会で地域包括システムのちょっとお話ございましたけれども、これから大変だろうと思っておりますけれども、今後の地域包括ケアシステムをどのように構築していくのかについて質問をいたします。

国では今後、ますます高まる介護サービスの需要に備えるため、高齢者が在宅で生きがいを持って暮らし続けることができるよう、医療・介護・予防・生活支援・住まいを一体的に提供する地域包括ケアシステムを、団塊の世代がすべて後期高齢者となる平成37年度までに構築することを目指しています。

また、高齢化の進展状況は大きな地域差があり、保険者である市区町村は地域の特性に応じてつくり上げていくことが必要ともされていますが、我が平川市はどのように、そしていつまでに構築をしていくのかを伺ひた

- 副議長
- 市長
(長尾忠行)

いと思います。よろしくお願いいたします。

市長、答弁願います。

福士議員の介護保険制度についての御質問にお答えをいたします。

まず、1点目の少子高齢化が進む中での介護保険サービスの確保についてであります。当市において、65歳以上の高齢者は平成29年3月末現在で1万172人、高齢化率は31.9%となっており、今後も増加していく見込みであります。高齢化の進展により介護需要が増大する一方で、生産年齢人口の減少等による介護人材の不足が課題となっているところでもあります。

厚生労働省によると、団塊の世代がすべて後期高齢者となる平成37年には、全国で介護人材の需要が253万人に対し37万7,000人が不足すると推計されております。このことから当市では、必要なサービスを今後も提供していくために、地域包括ケアシステムの構築の一環として、介護予防・日常生活支援総合事業の充実を図ってまいります。

専門職が提供する従来型のホームヘルプサービスやデイサービスに加え、ボランティア、NPO、民間団体等住民が主体となっていく地域の高齢者ニーズにあったサービス、例えば家事援助、見守り、外出支援、地域サロンの開催等多様な生活支援サービスの創出・提供をしてまいりたいと考えております。

また、要支援状態になることを防ぐ介護予防事業の充実等、地域の中で要支援者等を支え合う体制をつくることにより、介護保険サービスの確保をいたしてまいります。併せて、ケアプランチェック、要介護認定の適正化、福祉用具の購入・貸与の適正化など介護給付費適正化事業を強化してまいります。その結果として、費用の効率化が図られるものと考えております。

2点目の地域包括ケアシステムはどのように構築していくのかの御質問でございます。地域包括ケアシステムの構築については、最初の質問でお答えさせていただきました介護予防・日常生活支援総合事業のほか、在宅医療・介護の連携推進及び認知症施策を推進し、限られた社会資源を効果的に利用していくことにより構築してまいります。

在宅医療・介護の連携推進は、医療と介護の両方のサービスを必要とする在宅高齢者へ、関係者が連携し包括的かつ継続的、一体的にサービスを提供するものであります。高齢者の受診動向を見ますと、市外の医療機関へも多くの方々が受診されています。このことから、事業を効果的に実施するために南黒医師会管内の5市町村が連携し、地域の医療・介護の資源把握、関係者の情報共有支援等を広域で実施できないか検討しており、その中で、南黒医師会との具体的な連携についても検討しているところであります。

次に、認知症施策の推進についてですが、厚生労働省によると、65歳以上の高齢者の認知症の割合は現在約7人に1人であるのに対し、平成37年には約5人に1人に上昇するものと推計されております。地域包括ケアシ

テムの構築のために重要な認知症対策については、認知症の人やその家族に対し、訪問などにより早期に専門職が関わり、早期診断・早期対応に向けた支援を行う認知症初期集中支援推進事業に取り組んでおります。

また、認知症の容態の変化に応じて必要な医療、介護、生活支援サービスの関係者がネットワークを形成し、効果的な支援体制を構築する認知症地域支援・ケア向上事業にも取り組んでいます。

構築の時期につきましては、当市の高齢化が国より早いペースで進んでいることから、第8期介護保険事業計画期間中の平成33年から35年の間に構築が必要と考えております。以上であります。

福士 稔議員。

○副議長
○3番
(福士 稔議員)

詳しい説明ありがとうございました。平川市の介護保険の現状についていろいろとお話させていただきましたけども、市長が言うとおおり65歳以上の人口が1万172名、また40から64歳以下、第2号被保険者になるわけですけどもそれが1万822名、高齢化率が31.9%と。これはわかります。わかるんですけども、65歳以上が1万172名、それを一緒に支えていく40代から64の人が多いわけです。

今後このような状況を見ていくと、やはり高齢化の人がますます増えていくと。もちろん、一緒に支えていく若い世代は減っていくわけです。当然、人口減少もありますし、そういうこともあるとは思うんですけども、私が特に考えるのは、前の人口ビジョンの説明会で高齢化率のマックスが38.1%という数字、何年かはちょっと忘れちゃったんですけども。いま医療が随分進んでいるんですよ。平均寿命も伸びてきます、もちろん。38.1%という、もう4割になったらどうするんですかと。本当に、私も含めてやっぱりいまお年寄りが一番それを心配しています。高齢者の方が自分のことを気にしているわけです。

非常にこの保険制度自体は国の制度ですけども、例えば平川市と県が4分の1、国が4分の1、あとの半分をこの世代でやっていく保険制度だとは思うんですけども、本当に4割だのになっちゃえばそれが果たして可能なのか。それともばんばんお金を取って、ちょうど働き盛りの人が一番子育てもしないといけない、仕事もしないといけない、親の面倒も見ないといけない、いろんなことがあると思うんですよ。私が心配するのはそこなんです。

それだけではございませんけれども、私の再質問としては、この少子高齢化が進む中でこのサービスの確保についての御答弁ありましたけれども、地域の中で要支援者等を支え合う体制をつくる。前のあれにも載っていましたが、その点についてはどういうことなのか。地域のつながりが薄れていくという、そういうお話もございましたけれども、その点について、できれば御答弁をいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○副議長

市長、答弁願います。

○市長
(長尾忠行)

福士議員御指摘のとおり、高齢化率はだんだん上がってきております。ただ、65歳以上の人を高齢者とした場合の高齢化率でいま現在31.9%、約32%であります。65歳を過ぎても元気な方はかなり多くあります。私ももう既に65歳過ぎておりますので、この基準でいくと高齢者の中ですが、まだ介護は必要ありませんし、支える側のほうでずっとあり続けたいと思います。そういうことも考えながら、市では健康長寿青森県ナンバーワンを目指そうという目標を掲げながら、さまざまな施策に取り組みさせていただいているところです。

今回御質問されました、支え合う体制はどういうふうに具体的に取組んでいくかという御質問に対してでありますけれども、今年度から、住民主体の多様な生活支援サービスを創出・提供することを目指し、生活支援体制整備事業を実施しているところであります。この事業は、地域の支え合いの意識の普及啓発、既存の助け合いや社会資源の把握、高齢者のニーズ把握、生活支援の担い手の掘り起こしを行い、多様なサービスを創出することを目的としています。

今年度は「支え合いの地域づくり意見交換会」と称し、7月に東部地区及び市内9小学校区合わせて10か所で、地域住民や民間団体を対象に意見交換会を実施いたしました。8月下旬からは、市内を26地区に分け12月まで2巡し、意見交換会を実施します。来年1月には、生活支援サービスの担い手を対象にボランティア養成講座を開催する予定であります。この事業を推進していくためには、地域住民の支え合いの意識づくりが重要であり、来年度以降も計画的に実施していきます。

併せて、総合事業に移行した専門職が提供する従来型サービスのほかに、人員配置等緩和した基準による新たな訪問型サービスや通所型サービスについて、介護保険事業者、またシルバー人材センター等の民間団体とも協議しながら、その創出に取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

○副議長
○3番
(福士 稔議員)

福士 稔議員。

いまの説明ではわかりましたけれども、これは1つだけ。これちょっと本町の方からよく言われるんですけども、この声かけ制度、名前はどうかになっているのかちょっとわかりませんが、お年寄りが毎日生きているか死んでいるか、そういうふうに声をかけるんだと。

すごく私はいいいことだと思うんですよ。よくテレビでもそういう支え合う、こういう社会をつくる。いいことなんですけれども、例えばうちら山手の山間地であれば、それこそ農家が主体ですので隣近所みんなわかっていますよね、人が。でも、ちょっとこういう地域、そして都会のほうに行くと思わず知らずの人がいっぱいいるわけです。それでちょっとお話をさせていただいたのかさせられたのか、私もちょっとわからなくなりましたけれども、知らない人には声をかけられないんだと。そういう方もいっぱいおります。

この制度はさ、私はいいいとは思いますが、やはり市でやる以上はそういう準備とか練習をしながら、やはりそういう地域の雰囲気づくり、そういうものやっつけていかないと、やはりお年寄り孤独死もありますし突然病気で倒れることもあるし、毎日声をかけてそういうふうなやり方をすればそれはもちろんいいのはわかっていますけれども、何も本当に知らない人には声もかけられないんだと。これは切実な問題だと思います。また、ひとりで憤慨して怒るお年寄りもいるんだそうです。

ですから、やはりそういう人のことも聞きますと、ただただ単にそういう制度でなくて、その制度を移行するためにはやはりいろんな、介護士さんからいろんな方、ケアする人おられますのでそういうのも、懇談会でもいろいろ話にはなってると思うんですけれども、私は山手の人と里の人、言い方は悪いんですけれども生活の環境が違うんですよ。うちらとしては、けがしたりくしゃみしたりそういうのすれば、「あっこでまんだ。」、そういう話にはなりますけれども、こちらのほうに来ればなかなかそういう会話が。そういう方が多いと。ないわけではありません。

ですから、やはりこの介護保険制度、包括ケアシステムもみんな同じですけれども、ただ単に机の上でやるんでなくて、やはりその中に人がいて人と話をしていかないと、これは本当に私も不安ですけれども、やられる市長さん始め大変なことだと思うんですよ。ですから、この保険制度自体は必ずやらなければいけないし、やはり面倒も見ないといけない。昔みたいなうば捨て山をつくるわけにもいきませんので、被保険者という保険料の負担や利用者負担を可能な限り抑制をしながらも、やはり人と人のつき合いでやっていっているような、そういう高齢者が多くなるようなことを考えながら市のサイドとしては暮らせる社会をつくり上げていただきたいとそう思っております。これ、質問ではございませんけれども。

そしてまた、地域包括ケアシステムに関しては、私が考えるには国の地方への一方的な押しつけだと思うんですよ、あれは。非常に、前に見たときはすごくいいこと書いているんです。病院があっっているいろんなスタイルがあっ、夢に描いたようなもの書いているんですけれども、あれは本当にやるとなれば大変なことだと私は思うんです。そんなことを言ったにしても、介護を受ける人も介護をする人も介護士も含めて社会の制度が変わるわけでもありませんし、今後いろんな場面になれば変わっていくとは思うんですけれども、時代に逆行するわけにもいきません。必要な事業を積極的に進めることだけを私からお願いして、次の質問をやめまして、これでこの質問を終わりにしたいと思います。

続きまして、大変申しわけありません、不慣れなもので。次に2番目です。あります生活保護の現状と対策について、質問をさせていただきます。

実は私、この質問するときちょっと考えたんですけれども、周りの方からのお話もございまして再度生活保護、いままでやってきている方いっぱいございましたけれども、質問をさせていただきます。

生活保護は、生活に困窮する国民に対し健康で文化的な最低限度の生活を保障する制度で、現在約164万世帯、214万人余りが受給しております。一言で生活保護と言っても、約半分を占める医療扶助を始め、生活扶助、在宅扶助、そのほかに教育、介護、出産、生業、葬祭といったようなさまざまな8つの扶助があり、生活保護受給者の状況に合わせて必要な支援が行われておると思います。その扶助費は全国で3.8兆円、年々増加傾向にあります。それゆえ、制度の運営は適切に実施される必要があります。

そのような中、今年5月には生活保護受給者のギャンブルへの対応について、また、7月には生活保護費の不正受給に関する新聞記事を目にしました。

そこで、当市における生活保護の現状と対策について2点、質問をさせていただきます。

まず、①生活保護受給者のギャンブルへの対応について質問いたします。生活保護受給者が競輪、競馬、パチンコなどいわゆるギャンブルをすることの是非について、国会でも取り上げられるなど議論が高まっています。生活保護には国民の税金が充てられていることもあり、生活保護受給者のギャンブルに対しては住民からも厳しい意見があるのも事実であります。

今年5月の新聞報道によると、「生活保護法ではパチンコなどを禁止する明確な規定がないため、各市では対応に苦慮している。」と掲載されていましたが、平川市では生活保護受給者のギャンブルについてどのように考えているのか伺います。

次に、②生活保護費の適正受給に向けた対応について質問します。今年7月の新聞に県内10市の生活保護不正受給に関する記事が掲載され、平川市は平成28年度に17件、262万円の不正受給があったと掲載されていましたが、この17件の不正受給の内容とはどのようなものであったのか伺います。また、支給の適正化に向けて、平川市ではどういった対策や指導をしているのか伺いたいと思います。よろしくお願いたします。

市長、答弁願います。

福士議員の2点目の質問、生活保護の現状と対策についてお答えをいたします。

まず、生活保護受給者のギャンブルへの対応についてであります。生活保護法第60条では、被保護者の生活上の義務として、「支出の節約を図り、生活の維持・向上に努めなければならない。」と規定されております。また、過度のギャンブルは被保護者がさらなる生活困窮を招くおそれがありますので、生活保護制度の趣旨にはふさわしくないものと考えております。しかしながら、生活保護法ではギャンブルを禁止する明確な規定がございませんので、当市においてもギャンブルを一律に制限することはしていません。

それから、生活保護費の適正受給に向けた対応についてお答えをいたします。議員御質問のとおり、当市では平成28年度に17件、約262万円の不正

○副議長
○市長
(長尾忠行)

受給が確認されました。その主な内容としては、収入があったにもかかわらず被保護者が当福祉事務所への申告を作為的に怠ったことにより、その分の保護費を不正受給したというものであります。このような生活保護に関する不正事案につきましては、制度全体に対する国民の信頼を損なうことにもなりかねないことから、適切な対応が必要であります。

支給の適正化に向けた当市の対策であります。保護開始時はもちろんですが、家庭訪問を通じて保護世帯の実態把握に努め、収入・支出及びその他生計の状況に変動があった場合は申告の義務がある旨を周知するとともに、定期的に収入申告書の提出を求め、収入の有無や内容を確認しております。以上です。

○議長
○3番
(福士 稔議員)

福士 稔議員。

ありがとうございます。まず、①の生活保護受給者のギャンブルの対応について再質問いたします。

ギャンブルを一律に制限していないとのこと、そういう答弁でございましたけれども、生活保護を受けている方がギャンブルをすることによって、場合によってはもらっているお金をつぎ込んでしまうんだと。その結果、生活が圧迫されてしまう。そういった方があった場合、その対策はどのようにしているのかを伺いたいと思います。

○副議長
○健康福祉部長
(小林留美子)

健康福祉部長。

福士議員にお答えいたします。生活保護は、自立助長を目的とした公的扶助でありますので、支給された保護費の中で生活ができなくなると思われる場合には、生活の維持・向上に向けて指導を行うこととなります。

また、生活保護開始時において浪費等の傾向が確認された場合、金銭管理の指導を行うなど、個別に応じた指導・助言を、当福祉事務所においてはかなり根気よく何度も何度も行っております。

○副議長
○3番
(福士 稔議員)

福士 稔議員。

これは難しい問題だと思いますよね。四六時中見張っているわけにもいれないし。でも、周りの目はとてもいま厳しいんです。生活保護を受けている方が、こういう質問をするとみんな悪いような、そういう言い方で聞こえるかもしれませんが、やはりそういう最低限の生活の保障されている制度ですので、この制度は私は随分いいと思うんですよ。でも、やはりこの何て言いますか、監視体制ですね。もしも何かあったときの罰則、やはりそういうのが皆さん、もらえる方がきちんと生活をしていることもあるんですから、やはり市としてもそれなりのきちんとした対応策は示すべきではないかと、私はいつもそう思うんです。そうしないとやんや言われるんですよ、正直。そういうお話というのは膨らんで膨らんで大きくなりますので、それこそギャンブルやってまねぐなってまったとか、そういう方も本当かうそかうわさになってしまうんです。やはりこういう制度はきちんとした形で、やはり市側もそれなりのそういうものを示して進んでいくべきではないかなとそう思っております。

続きまして、②の生活保護費の適正受給に向けた指導についての再質問になります。先ほども少し言いましたけれども、昨年残念なことに市では17件の不正受給があったと。中身は過少申告分で、もらっていないながら仕事をしてそれを福祉事務所に届けなかったと。それが多いいということでしたけれども、ギャンブルも一緒、不正受給も一緒、こういう事案が発生した場合、先ほども言いましたけれども指導とかそういうのはありますけれども、どのような対応をすることになるのか、そしてどこまでそういう形を示していくのか。それについて、もし考えがありましたら伺いたいと思います。

○副議長
○健康福祉部長
(小林留美子)

健康福祉部長。

ギャンブルはいただいた保護費の使い方でございますが、いま市長答弁にございました不正受給ということについてお答えさせていただきます。

この不正受給した保護費につきましては、遡及可能時点までさかのぼって徴収いたします。また、そのような世帯に対しましては、通常より家庭訪問の回数を増やし、保護費の受給中はいかなる収入であっても申告の義務があることを、繰り返し繰り返し強く指導いたしております。

なお、特に悪質だと判断される不正受給について、平成26年の生活保護法の改正におきまして、遡及可能時点までさかのぼって徴収するその徴収金に、超過金100分の40をかけるということができるといふふうに改正されました。また、そういうふうな78条、不正受給というふうに認定された場合には、罰則規定、告訴という手段も保護法の中にはございます。そのケースケースに応じて福祉事務所では検討はしておるんですが、生活保護という性格上その運用につきまして、個々の生活状況いろいろございますので慎重に対応する必要があり、そのような中でいろいろ指導しているという状況でございます。

○副議長
○3番
(福士 稔議員)

福士 稔議員。

頑張っていたきたいと思います。先ほども言いましたけれども、生活保護は国民の権利といいますか、それこそ生活するための大切な制度でもありますし、また、私も含めてですけれども、誰もが将来生活に困窮する可能性がないとは限りません。だからこそこういうふうな不正受給、ギャンブル等、こういうことは絶対にあってはならないものだと私は思うんです。それにあっては、やはり明確なそういう罰則規定とか公示してさ、やっても私はいいいと思うんですよ。

その一方で、ほとんどの生活保護費は受けている方は適正にやっているわけです。こういう話がやんややんやと出てくると、いままでやっとそれで生活をしている方を傷つけることにもなるんです。ですから私は、最初この質問をするとき、どうかなとは考えたんですけれども、やはりそういう声がある以上これは見過ごしてはおけないとそう思うてございます。できれば適切な運営を心がけるようお願いをいたしまして、最後、罰則規定もきちんとしたものを公示して私もいいいと思いますので、そこら辺も含

めながら、この質問を終わらせていただきます。

それでは、次の質問に入らせていただきます。外国人技能実習制度実施に向けた提案についてでございます。

国では、国際貢献のため開発途上国等の外国人を最長3年間受け入れる、実習を通じて技能を移転することを目的に平成5年に創設された制度のことです。制度自体にはいろいろな職種があり、特に農業分野、当平川市においてはリンゴ産業・水稲・野菜等を中心にお聞きしたいと思います。私自身リンゴ農家でもありますので、それにスポットを当てて質問をさせていただきますと思います。

平川市においては、皆さんも御存じのとおり非常に年々就業人口、もう減少してございます。高齢化も進んでおります。後継者もおりません。将来的に労働力不足が深刻となっているのが現状です。もちろんリンゴ農家もいま大変です。いまシルバー人材センター利用してやられている方多いんですけども、人材センターでもやはり高齢化が進んでやめると。でも、新しい人が入ってこない。もう非常に労働力が足りないんです。だからといってそれに対する受け皿もありません。いろんな形で支援事業ございますけれどもなかなか適用しないと。そういう現状であります。

しかしながら近年、私が考えるに、リンゴ産業は3、4年前からもう成長産業になってしまいました。もう海外の輸出から始まりまして、5年ぐらい前2,000円、3,000円のリンゴはいま、すぐ5,000円、6,000円です。それだけ、やはり成長産業になったという産業であります。特にこの後継者不足、労働力不足、高齢化が進めばやめてしまう。やめてしまえば再生産は非常に不可能です。ましてや、新規で1年の苗木を植えても、3年か4年で1個か2個リンゴはなりますけれども、普通に収穫できるのは7、8年たたないとできません。やはり時間がかかる産業なので、私はリンゴ産業自体がいまのペースでいけば、やめる人が多くなっていけばだんだんと衰退していくんだと、そういうふうを考えております。

そもそも農業分野、この果樹についてですけれども、農業に対してですけれども、実習制度自体は平成27年の4月から始まった制度です。この制度自体はそれこそ5年からあるんです。あるんですけれども、果樹とかリンゴとかそういうものは含まれてございませんでした。まだ2年目です。一昨年度、津軽みらい農協が声を上げてまして実施を試みたところでございましたが、残念ながら途中で断念することとなりました。今年は津軽みらい黒石基幹支店で、以前から中国人の技能実習生の実績がある農家2件が受け入れをしているのが、この近隣の現状でございます。

我が平賀管内では、まだ2年という新しさもありまして受け入れがありません。しかしながら、今後近い将来この制度も利用せざるを得ない時期が必ず来るものと私も思っている一人でございます。さまざまな制約はありますが、現在の労働力不足、後継者不足、人口減少を考えたとき、この外国人技能実習制度を市がどれくらい把握しているのか。また、労働力不

○副議長
○市長
(長尾忠行)

足に関してどのような考えをお持ちなのか、質問をさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

市長、答弁願います。

福士議員のリンゴ産業あるいは農業の労働力不足についての御質問でございます。

3月議会で長内議員のほうからも御質問がございましたけれど、本市の基幹産業と言ってもいいリンゴにおいて、農家の労働力不足が顕著にあらわれてきたというふうなことは、私も認識をしております。

このことが、将来的にわたってリンゴ産業の衰退につながる可能性もないわけではありません。この対応というのを今後考えていかなければならないわけですが、先ほど議員のほうから御指摘があったとおり、労働力不足に対応した取り組みの1つに外国人技能実習制度がありますが、JA津軽みらい管内において当制度を活用し、平成18年度から高冷地野菜作業・リンゴ作業の技能実習生を中国から受け入れております。また、平成29年度からはベトナムからリンゴ作業の技能実習生の受け入れも行っております。受け入れ農家はすべて黒石市となっておりますが、平成29年度は中国から受入農家5件で11名、ベトナムから受入農家3件で8名の受け入れとなっております。

この制度を活用する場合は、実習生を希望する農家が直接、実習生の監理団体に申し込みをする必要があります。御承知のとおり、外国人実習生は3年間継続して受入可能な制度となっておりますが、まず1年目を通年で雇用することが必須条件となっております。しかし、リンゴ農家の場合は冬期間の技能実習作業が少ないことから、この制度の通年雇用の条件をクリアすることは難しいと思われれます。そのため、例えばJAでのリンゴ選果作業を実習実績として認めていただけるよう、制度の運用改善を青森県を通して国に働きかけているところであります。

先般、津軽南地方からの重要課題の要望の中でも取り入れさせていただきまして、そういう要望をしております。今後は、近隣市町村でもこの制度を活用している事例もございますので、制度の周知も含め情報提供してまいりたいと考えております。以上です。

○副議長
○3番
(福士 稔議員)

福士 稔議員。

まさにそのとおりだと思います。実は、私も県庁の担当課のほうに行きまして、いろいろと勉強させていただきました。国の指針では3年間、最短で1年と。そこまでは認めるんだそうです。今年の11月くらいにまた法の改正があると伺っておりますけれども、どうなるかはわかりませんが、先ほど市長が言ったとおり、こちらのほうでは、やはり東北では冬場雪が降ると。

これ、私聞いてきた中身なんですけれども、非常にハードルが高いです。まずは年間雇用、通年雇用ですね。これは仕事があってもなくても給料を払わないといけない。次には、日本語教育の勉強、大体20日から1か月く

らい。それから、日本で仕事をするのでもちろん労働基準法、これは日本人と同じです。保険も同じです。あと、一番のネックが住まいの提供ですね。住ませるところがない。これは家族の中で一緒に住むのもいいんだそうです。それがベストだと言われましたけれども、なかなかそういう家族はおりません。あとは、最後は人権問題ですね、いまアメリカで騒いでいるような。やはりそういうことをクリアしないと、なかなか向こうの人が来てくれないと。それが実情だそうです。

もう1つ、私がはっと思ったのはお金の問題です。最低賃金で払う、そういうそこまではいいんですけども、その国から、ベトナムとかあちらの場合ですけども、往復の航空賃、これは全部自腹です。住ませるところも自腹。そういうのをクリアしないと、この国の制度はなかなかできないんだそうです。

いま津軽みらい農協黒石基幹支店でやっている2件の方は、市、農協自体が監理団体になれませんので、岩手県のほうの監理団体に入ってください。残念ながら青森県ではないんです。やはりそういうことを考えると、私はリンゴ産業自体がやはり、この青森県でそういう監理団体をつくって青森県のためにやるような方向。民間ではあるんです。弘前でもありますし、いっぱいございます。

でも、勘違いしてもらいたくないのは、外国人労働者と外国人実習生とは全然違いますので、そこは間違わないでほしいと思います。外国人の実習制度は制度自体が国の制度、外国人労働法はもう40年も50年も前からございます。よく皆さんが言うとおりに、テレビで見る不法滞在、犯罪に手を染めたり、そういうことがあって、ほとんどが中国人でした。いまは中国をやめて東南アジア、ベトナムとかタイとかミャンマーとか、あういう方向のほうにいております。やはり国民性もありまして、社会主義では勤勉なほう、そういう国の考え方もあるそうです。すべてのものを外国人に変えるというわけではございませんけれども、やはり成長産業として経営が成り立っていくのであれば、やはりそういう方をベースに労働力を補うのも一つの手かなと。

この制度自体が、これ平川市でやるものでないのかもしれませんが。労働力だけ言えば農協でも済むのかもしれませんが。しかしながら、やはり私は、そういう住ませるところがない、そうなればさっき言った空き家の問題もある。いろんな力になれることはあると思うんですよ、力になれることは。

だから、いままで実績がないし、それこそそういう中身ごちゃごちゃとしたことは言いませんけれども、住居の関係の空き家を充てるとか、例えば、日本語教育はそれで教育委員会のほうをベースにしてやるとか、そういう形で。これは私からの提案です、提案。実績があるものに対しては質問はできますけれども、これはあくまでも提案ですので、そういう時期が来た場合にはそれ相応の準備をしていただきたいと、そう思ってこの外国

人実習制度を取り上げてみました。外国人実習生についてはこれで終わりたいと思います。

残り時間9分となりました。どうしましょう。最後までやります。

新館野木和町居線における進捗状況、私、以前にも同じような質問をさせていただきました。なぜこれを質問するかというと、そのときの対応策、供用開始ですね。今年の、多分今年中にはできるんだとそういうお話でしたけれども、私いろいろと担当課にも話は伺っております。なかなか野木和線、陸上競技場もできて、随分まっすぐですばらしい道路ですけれどもガードがあります。なかなかあそこから進まない。もちろん、地権者の同意が得られなければ道路はつくれません。大変私は、担当課も市長もみんな苦慮しているもんだと、それはわかっております。わかっておりますけれども、例えば、尾崎の東部の方、広船、それから町居のあっちの山手のほうですね。非常にそれを待ち望んでいる人もいます。

こればかりは地権者の同意が得られないとできない。それはわかるんですけれども、やはり平賀東中学校への通学路としての利用価値もものすごく大きいので、私としてははっきりとした、いつまでつくれとかそういうことじゃないんです。進捗状況で、道路をつくる段階でいまが現在どのようになっているのか、そしてどこからどこまでまた工事がして、大体どれくらいでできるのか。もしそういうものが把握しておりましたなら、その1点だけをお聞きしたいと思います。よろしく願いいたします。

市長。

新館野木和町居線における道路整備の進捗状況についてお答えをいたします。

議員御質問のいまの路線の進捗状況は、全体事業費2億1,633万円、起点の県道吹上金屋黒石線から終点の市道町居広船線まで延長700メートル、幅員7メートル、歩道は片側設置で幅員2.5メートルでの整備となっております。平成25年度から事業を着手し、用地買収が完了した箇所から工事を進め、現在までの進捗状況は72%となっております。なお、事業完了は今年度末を予定しております。現在、用地交渉及び工事発注を進めているところであります。

どこがいまネックになっているといたしますか、そういうふうな、どこまでどういうふうになっているかというところでございますけれども、議員既に御承知と思いますが、まずは市道広船線の入り口のところの拡幅でございます。もう1点はそこから入ってきて、町居方面といたしますが東中学校のほうへ向かうカーブになるところ、このところの用地交渉がまだうまくいっておりませんので、いまこのところがストップ、2か所ストップしているというところでございます。用地交渉が済み次第、すみやかに工事が進捗するものと思っておりますので、できるだけ用地の持ち主の方の御理解をいただきながら、進捗を進めてまいりたいというふうに考えております。

○副議長
○市長
(長尾忠行)

○副議長
○3番
(福士 稔議員)

福士 稔議員。

わかりました。頑張ってくださいと思います。

この件に関しては、いろんな方がいろんな意味でいろんなこと言うわけです。地権者の文句も言うし。ここ議会ですのでそういう個人名まで、そういうことはできませんのでそれはわかりますけれども、うわさがうわさと呼んで変なうわさになるんです。そういうこともございますので、担当課もしくは事務局サイド、市長始め、最善の努力を尽くして一日も早く完成をさせていただきたいと思います。

今日はそれこそ一般質問の一番最初に、市長のこの次に向けての非常によい抱負が聞けましたので、市長始め職員の皆様、今後とも来年度もみんな含めましてひとつまたお願いしたいと思います。これで私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○副議長

3番、福士 稔議員の一般質問は終了しました。

以上で、本日の日程は終了しました。

次の本会議は、明日14日、午前10時開議といたします。

本日はこれをもって散会いたします。

午後3時38分 散会